

# 産業合理化

昭和八年三月

第八輯

日本工商會議所發行



# 始





世界大戦後の各國は、産業界の根本建直しのため、何れも産業合理化の實行に努めて、多大の効果を擧げつゝある。

我國に於ても、現下の萎靡不振の産業改善策として、産業合理化を急務とすることは、吾人の夙に唱導せる所である。政府當局にありても、亦此の點を深く考慮せられ、曩に臨時産業審議會を設け、更に臨時産業合理局を設置して、産業各般の合理化方策の攻究と施設とに鋭意せられつゝある。が、産業合理化の促進は、常に政府の施設のみに依頼すべきものではなくて、商工業者の自覺と官民一致の協力に待たねばならぬことは云ふまでもない。否、更に一步を進めて、國民全般の間に産業合理化に關する精神的運動を起すことが緊要であらう。此の意味に於て、日本商工會議所は曩に臨時總會の決議に依り産業合理化運動の指導に努力すべきことを聲明した。其の實行の一端として茲に商工省の後援の下に、産業合理化に關するパンフレットを發行することとした。

蓋し産業審議會並に産業合理局の設置以來、或は其の根本大綱の確立に、或は其の具體的實行細目の攻究に、其の全機關を擧げて着々努力せられ、其の決定事項及調査資料等は、何れも産業關係者及一般國民に取つて、極めて有益なる参考材料たるものである。之れを一般に周知せしめることは、即ち我國産業合理化の促進を圖る所以であるから、本パンフレットに於ては、是等の材料を中心とし、更に本會議所並に各會議所の調査、事業及民間各方面に於ける合理化の實例等を輯録することとした次第である。

〈日本商工會議所〉



## まへがき

- 一、重要産業の統制に關する法律制定の根本趣旨、其の逐條的解説、並に外國立法例等については、曩に發行せる産業合理化第三輯及第四輯に其の詳細を掲げた。
- 二、本輯は、之れと對照して、右重要産業の統制に關する法律の適用ある綿絲紡績業その外二十一産業の各々に付き、其の統制の概要を記述したもので、註して産業統制特輯號と稱する所以である。
- 三、本輯は、商工省及臨時産業合理局部内の關係各位の執筆に係る原稿を日本商工會議所に於て編纂したるものであり、又文中意見に亘るものは、すべて執筆者各位の個人的意見であることを茲に明かにして置く次第である。

昭和八年三月

日本商工會議所



産業合理化

第八輯 産業統制特輯號 目次

一、綿絲紡績業	一
二、絹絲紡績業	一八
三、人造絹絲製造業	二九
四、洋紙(印刷用紙、筆記用紙、圖書用紙、模造紙及新聞用紙)製造業	四三
五、板紙(五オンス以上のもの)製造業	六〇
六、カーバイト製造業	六八
七、硫酸製造業	七六
八、晒粉製造業	八三
九、酸素製造業	九〇
十、硬化油製造業	九九



一、セメント製造業	一〇六
二、小麥粉製造業(日産能力五百バール以上のもの)	一一一
三、二硫化炭素製造業	一三〇
四、精糖製造業	一三五
五、製鐵業	一四二
(一) 銑鐵製造業(高爐を以て常時月額三千噸以上の生産を爲すもの)	一五〇
(二) 合金鐵製造業	一五二
(三) 棒鋼製造業(自製鋼地を用ゐて常時月額百噸以上の生産を爲すもの)	一五四
(四) 山形鋼製造業(常時月額百噸以上の生産を爲すもの)	一五七
(五) 鋼板製造業(常時月額百噸以上の生産を爲すもの)	一五九
(六) 線材製造業	一六二
六、銅眞鍮壓延板(「セバ」又は「ノベ」と稱するものを除く)製造業	一六五
七、揮發油製造業又は揮發油販賣業(常時月額十萬函以上の製造又は販賣を爲すもの)	一七六

目次了

## 産業合理化第八輯

産業統制特輯號

### 一、綿絲紡績業

#### 斯業の概況

我國に於ける最初の紡績工場は、慶應年間薩摩藩主島津齊彬の創設に係る鹿兒島紡績所であるが、斯業が稍其の緒についたのは、明治十二年時の政府が外國綿絲の輸入防遏及び内地棉作獎勵を目的として政府の直接保護の下に紡績業の勃興を促進した時以後である。即ち政府は全國に二十五ヶ所の棉作地を選定したり、輸入紡績機械を無利息、十ヶ年償還で希望者に拂下げたりして銳意保護を加へたので明治十九年に至りては二十二會社、其の總錘數七萬一千錘に及ぶに至つた。其後斯業はよく外絲の壓迫に對抗し、又幾度か襲來せる經濟難關を乗越えて、發展又發展を續け、殊に日清、日露、歐洲大戰を契機として躍進的發展を續け明治三十七年には四十九社、百三十四萬九千錘、大正三年には四十二社、二百六十五萬七千錘、大正九年には五十六社、三百八十一萬三千錘、昭和四年には七十社、六百八十三



萬六千鍾、昭和六年には七十二社、七百五十三萬五千鍾、昭和七年には八百萬鍾に垂んとし、最近一ケ年間の生産高は約二百八十餘萬捆に及ぶの盛況を見るに至つた。(此の外在支在滿邦人經營紡績工場の總鍾數は約百七十八萬鍾に上つてゐる)これを鍾數から云ふと世界第七位ではあるが、棉花の消費高から之を見るとときには實に世界第二位を占めて居る。左に主要十ヶ國のそれを掲げて見やう。

(昭和七年一月末現在)

國名	鍾數	棉花消費高
英・吉・利	五二、七七六千鍾	一、二二二千依
亞米利加合衆國	三二、二九〇	二、六二一
獨逸	一〇、三一七	六二三
佛蘭西	一〇、三一〇	四九六
印度	九、三一二	一、三三三
露西亞	七、六一二	七二〇
日本	七、五七二	一、三九六
伊太利	五、四〇七	四〇〇
中華民國	四、〇九三	一、一四九
致須國	三、六二八	一八五
白耳義外十四ヶ國	一五、五三〇	一、二三一

其他	一、七〇〇	一〇四
計	一六〇、五四七	一一、四七〇

尙最近四ヶ年間に於ける綿絲の生産高、輸出入高、綿織物及綿製品の輸出高を掲げて見ると次の通りである。

年次	綿絲生産高	綿絲輸出高	綿絲輸入高	綿織物輸出高	綿製品輸出高
昭和四年	二、七九二、五八六 <small>千</small>	六七、四〇一 <small>千</small>	五、二三八 <small>千</small>	一、七九〇、五六〇 <small>千</small>	四一、二、七〇六 <small>千</small>
同五年	二、五六四、七九一	五九、六一六	九、〇五二	一、五七一、八二五	二七、二、一一六
同六年	二、五七〇、八八二	三一、七二五	一一五、五三七	一、四一三、七八〇	一九八、七三一
同七年	二、八四九、三八九	八九、六〇五	二八、五八七	二、〇三一、七二二	二八八、七二二

備考 一、昭和四年の綿絲生産高は大日本紡績聯合會加盟各社生産高の集計である。

二、茲に掲げたる綿製品輸出高は一例として摘録したる綿メリヤスシャツ、綿ブランケット、綿タオル、綿縮シャツ、綿手巾及綿袋の六品種の輸出高合計である。

一方其の財政状態は左の通りであつて、歐洲大戰中異常なる發展と、鞏固な實力を獲得し來つた紡績業も大戰後は打續く恐慌のため多少局面を變せざるを得なかつたが、今日なほ比較的良好な状態を擁してゐる。これは大戰中の財政確立と低廉なる生産費といふ最大の武器を所有せる爲に外ならない。



(大日本紡績聯合會加盟各社の分) 單位千圓

社數	資本金		佛込濟		立積		社債及借入金		固定資本金		當期固定資本償却金		配當率	
	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上
大正四年	三	三	一〇七,〇九八	八三,七六四	八三,二五三	三六,六三三	二四,二九二	三三,八九一	二二,〇〇五	三三,八九九	二,七六六	三,九五四	二,〇五八	一,五五
同五年	三	三	一〇六,一九八	八三,九五四	三七,六五三	四一,〇四七	三三,六六七	二六,四二〇	二〇,七七一	二六,四二〇	三,九五四	二,〇五八	一,九八	
同六年	三	三	一〇六,六五三	八三,七六九	三七,六五三	四一,〇四七	三三,六六七	二六,四二〇	二〇,七七一	二六,四二〇	三,九五四	二,〇五八	一,九八	
同七年	三	三	一〇五,〇五二	八三,七六九	三七,六五三	四一,〇四七	三三,六六七	二六,四二〇	二〇,七七一	二六,四二〇	三,九五四	二,〇五八	一,九八	
同八年	三	三	一〇四,九七七	八三,七六九	三七,六五三	四一,〇四七	三三,六六七	二六,四二〇	二〇,七七一	二六,四二〇	三,九五四	二,〇五八	一,九八	
同九年	三	三	一〇四,九七七	八三,七六九	三七,六五三	四一,〇四七	三三,六六七	二六,四二〇	二〇,七七一	二六,四二〇	三,九五四	二,〇五八	一,九八	
同十年	三	三	一〇四,九七七	八三,七六九	三七,六五三	四一,〇四七	三三,六六七	二六,四二〇	二〇,七七一	二六,四二〇	三,九五四	二,〇五八	一,九八	
同十一年	三	三	一〇四,九七七	八三,七六九	三七,六五三	四一,〇四七	三三,六六七	二六,四二〇	二〇,七七一	二六,四二〇	三,九五四	二,〇五八	一,九八	

社數	資本金		佛込濟		立積		社債及借入金		固定資本金		當期固定資本償却金		配當率	
	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上
同十二年	五	五	四五〇,七七七	三二〇,九五二	二〇三,九八四	三二,一四五	三三,四六四	五,五九七	二,一	三,四七	一,六七	一,六七	一,六七	一,六七
同十三年	五	五	四八三,六五〇	三三九,五六一	二〇〇,七三二	三六,〇九六	三五五,八八三	五,六二七	一,六二	一,六二	一,六二	一,六二	一,六二	一,六二
同十四年	五	五	五〇五,五二二	三四九,一〇四	二二一,一五一	三七,一〇五	四二〇,四三四	八,三五六	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九
同十五年	五	五	五〇八,五二二	三五六,六四	二二一,一五一	三七,一〇五	四二〇,四三四	八,三五六	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九
昭和二年	四	四	四六七,三五五	三四二,一六五	二二七,三三二	三七,八二八	四三四,三四	四,四六二	一,四五	一,四五	一,四五	一,四五	一,四五	一,四五
同三年	五	五	五二〇,九〇二	三七六,八二七	二二一,一五一	三七,一〇五	四二〇,四三四	八,三五六	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九
同四年	五	五	五〇七,一四六	三七六,八二七	二二一,一五一	三七,一〇五	四二〇,四三四	八,三五六	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九
同五年	六	六	五二〇,九四六	三七六,八二七	二二一,一五一	三七,一〇五	四二〇,四三四	八,三五六	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九
同六年	六	六	五〇六,三六四	三七六,八二七	二二一,一五一	三七,一〇五	四二〇,四三四	八,三五六	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九
同七年	六	六	五三二,〇一四	三七六,八二七	二二一,一五一	三七,一〇五	四二〇,四三四	八,三五六	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九	一,六九



斯業の統制

我紡績業が近々半世期間に前述の如く急激且つ異常なる發達を遂げたのは、一面に於ては原棉買付方法の改善、製造技術の改善、職工の能率増進等に絶へず意を注ぎ極力優良品の製出と生産費の低下を圖ると共に、製品販賣方法の改良等をも怠たらず所謂經營の合理化が有効に行はれたるに因る所も決して尠なくはないが、他面當業者が夙に業界の統制に着眼し、大日本紡績聯合會を組織して、統制を圖り無益なる競争に因る浪費を排除し斯業の健全にして圓滿なる發展を策し來つたことに因るところ極めて多大なのである。統制の歴史は即ち我紡績業の發達史であつて、若しも當業者にして業界の統制といふことに着目して居らなかつたならば、紡績業が我が風土、國民性に最も適して居る關係上必ずや斯業の濫設を見るに至り必死の競争の結果業界は悲惨なる混亂に陥り、遂には共倒れの悲運に遭遇するに至つたであらう。明治十五年十月聯合會創立以來今日迄多少同業者の中には整理解散せられたるものもあつたが、兎に角約五十年の久しきに互り幾多の難關に遭遇しつゝも多數の同業者が歩調を合せて協力一致、業界の統制に邁進し、少なからざる効果を擧げ來つたことは寔に偉とするに足り、紡績カルテルが我國カルテルの模範と稱せらるゝも故ある哉といふべきである。

大日本紡績聯合會

綿絲紡績業に於ける統制團體は大日本紡績聯合會であつて、其の結成は遠く明治十五年十月に遡り製紙業に於けるカルテルに次ぎ我國第二位の古き歴史を有するのである。當時の我紡績業は現在から見れば極めて幼稚なものであつて、工場數は僅かに十五、鍾數は約三萬を算するに過ぎなかつたので、従て聯合會の主たる目的も同業者間の親睦を圖るに存し、現在の如き生産制限等は未だ考慮に上らなかつた處であつたのである。現在聯合會に加盟して居る者は内地に於ける同業者總數七十一社中鐘淵紡績以下六十三社であつて、外に棉花、綿絲商約八十社が準會員として同會に加盟してゐる。非加盟者は柏原紡織以下八社であつて、現在の加盟者と非加盟者の資本金、工場數、鍾數及生産高を比較してみると左の通りであつて、聯合會の統制力の仲々強固なものであることが判る。

	資本金	工場數	鍾數	生産高
加盟者 公稱 拂込	五三四、〇一四 三三八、一〇三	二五七	七、八二一、〇八四 (九八%六八)	二、八一二、〇五一 (九八%六九)
非加盟者 公稱 拂込	一一、一〇〇 九、八〇〇	八	一〇五、五七六 (一%三二)	三七、三三八 (一%三一)

(右の外朝鮮釜山府には資本金五百萬圓全額拂込済に係る朝鮮紡織株式會社があつて、同地に工場を置き三萬三千六百鍾を据付運轉してゐる)

紡績聯合會加盟各社の内では鍾數に於ては東洋紡績が一頭地を抜き、大日本紡績、鐘淵紡績、富士



瓦斯紡績及日清紡績を加へて、所謂本邦五大紡績と稱してゐる。其の實力は左表の如く全體の五割以上を占めてゐる。

東洋紡	大日本紡	鐘紡	富士紡	日清紡	計	昭和七年六月三十日現在	
						拂込資本金	諸積立金
					六十三社總計	三八八、一〇三	二四二、五六一
						四九、九七五千円	六二、五七八千円
						五二、〇〇〇	四一、二八一
						二八、五九五	四五、〇九六
						三四、〇〇〇	七、八九七
						一八、三〇〇	五、六二五
						一八二、八七〇	一六二、四七七
						一、二六九、〇一六	七八〇、五八〇
							七〇四、七四四
							五一五、三二〇
							四三三、三二四
							三、七〇二、九八四
							七、八二一、〇八四

昭和七年十二月二十日現在

錘 數

加盟者及非加盟者

加盟者並非加盟者の名稱を羅列して見ると次の通りである。

加 盟 者

大日本紡績株式会社	東洋紡績株式会社	福島紡績株式会社
天滿織物株式会社	天滿紡績株式会社	明正紡績株式会社

内外綿株式会社	小津武林起業株式会社	大和田紡績株式会社
大阪織物株式会社	錦華紡績株式会社	株式會社北泉紡績所
和泉紡績株式会社	和泉織物株式会社	岸和田紡績株式会社
泉州織物株式会社	株式會社寺田紡績工廠	貝塚紡績株式会社
佐野紡績株式会社	吉見紡績株式会社	大阪紡績株式会社
和歌山紡績株式会社	和歌山染工株式会社	松太綿布株式会社
昭和紡績株式会社	内海紡績株式会社	日出紡績株式会社
日高紡績株式会社	辻紡績株式会社	正 織 株 式 會 社
倉敷紡績株式会社	株式會社半田綿行	福山撚糸紡績株式会社
宇部紡績株式会社	出雲製織株式会社	徳島紡績株式会社
三豊紡績株式会社	明治紡績株式会社	長崎紡績株式会社
福井紡績株式会社	富山紡績株式会社	吳羽紡績株式会社
近江帆布株式会社	東海紡績株式会社	平田製網株式会社
株式會社服部商店	株式會社近藤紡績所	帝國撚糸織物株式会社
豊田紡績株式会社	名古屋紡績株式会社	愛知織物株式会社
内外紡績株式会社	中央紡績株式会社	三光紡績株式会社



川越紡績株式會社	相模紡績株式會社	鐘淵紡績株式會社
富士瓦斯紡績株式會社	日清紡績株式會社	東洋モスリン株式會社
東京モスリン紡績株式會社	足利紡績株式會社	旭紡績株式會社

非 加 盟 者

柏原紡績株式會社	原綿染色紡績株式會社	湖東紡績株式會社
豊田押切紡績株式會社	愛知紡績株式會社	兩毛整織株式會社
合資會社龍田紡績工場	喜多合名會社猪名川染織所	

聯合會の組織

聯合會の現在主たる事業は操業短縮であるが、これは項を改めて記述する。

次に聯合會規約に依て同會の組織の概要を記せば左の通りである。

- (一) 會員及準會員は信認金を醸出し且聯合會の經費を負擔する。  
 信認金に付ては一定の標準があり、最高は十萬錘以上を有する會員の金一千圓であつて、最低は二千五百錘未滿を有する會員の金一百圓である。而して右の最高額と最低額の間に所有錘數に應じて六級に分けてある。
- (二) 總會は定期及臨時の二種に分ち定期總會は毎年四月大阪に於て之を開催し事業の報告を爲し且

經費の豫算決算を議定し又委員を選擧する。

- (三) 總會は會員半數以上の出席がなければ決議を爲すことが出来ない。但し假決議を爲し一ヶ月以内に於て再び總會を開き其の承認を求むることが出来る、而して此の場合には總會出席者の數が會員の半數に充たなくても差支へないのである。
  - (四) 總會に於て準會員は會員と利害を共通する件に付てのみ發言及投票の權利を有する。但し準會員は委員選舉に干與することを得ず又規約改正に付ては議決權を有しない。
  - (五) 聯合會の事務を處理せしむるが爲會員中より選舉して十二名の委員を置く、内一名を委員長とし、委員長は理事一名及事務員若干名を任命する。
  - (六) 通常經費及臨時經費は會員の有する錘數に應じて徴收し準會員に對しては會社組織のものは五千錘を有するものと看做し又會社組織に非ざるものは二千五百錘を有するものと看做して徴收する。
  - (七) 會員は毎月營業の實況、製品出來高及商況を翌月五日迄に聯合會に報告し又其の他の事項に關し隨時聯合會から報告を要求せられる時は差支なき限り之に應ずる義務がある。
- 外に聯合會は支那の加水棉花を排除する目的を以て支那棉水氣検査所を設け、支那棉の水氣検査を實



施して居るが、之は安價なる支那棉花の使用を促進する上に於て資する所多大である。

### 操業短縮

聯合會の現在に於ける主なる事業は周知の如く操業短縮であつて、現行操短は明治二十三年五月の第一次操短以來第十一次に當つて居り、恐慌開始後の昭和五年二月以來繼續されて居るもので、期間としては既に三ヶ年五ヶ月（昭和八年六月迄）に及び、從來に於ける操短の最長期たる第五次の（自明治四十一年一月至明治四十三年三月）の三年三ヶ月の記録を破つてゐる。

現行操短率は二割七分六厘であつて、舊率より多少緩和してゐる、これは昭和七年十月中旬以降採算は好化し、需給關係も比較的順調なる推移を見てゐるのに鑑みたものであつて、前期に實行してゐた非常對策としての一晝夜休業並五分の休鍾若くはカード封緘を廢したため、其の緩和率は八分八厘に當つてゐる、聯合會の操短率は綿絲の需給狀況等を考慮して概ね三ヶ月毎に更新せらるゝことになつて居る。

聯合會加盟各社は六十三の多數に上り、其の各社の間には輸出向専門のものあり、内地向専門のものあり、又織布兼營の會社と、紡績専門の會社との別があり、紡績會社中にも太絲を主とするものと、細絲を主とするものがある等其の他色々の事情があるので、操短に對する各社の利害は必ずしも一致

せず、從て操短決議が決定さるゝ迄には仲々容易なことではない。殊に従前は操短は各社の意見が全部で纏まらなければ實行出來ない慣例になつてゐたので尙更そうであつた（現在は總鍾數の九〇%以上、會社數の九〇%以上の賛成があれば實行出来ることになつた）。操短の相談が聯合會委員會の議に上り具體化する迄には種々の準備的會合が各方面に行はるのである。即ち（イ）紡績と綿絲商との懇談會、（ロ）中小紡績の機關たる午餐會、（ハ）關東紡績の午餐會などは其の重なるものであつて、此等の會合の様態なり雰囲気なりを見て始めて委員會が開かるゝのであつて、委員會では即時決定することもあるが、少しく重大の時には特別なる調査會を設け、需給關係を調査する、そして調査が出來上がると委員會はこれを基礎として期間、率などを決定し、更に之を全體の協議會に付議して確定するのである。

### 現行操短協定

現行操短決議の内容を略記すれば左の通りである。

- （一） 各社は一ヶ月四晝夜休業、一晝夜十七時間操業を基準として二割の休鍾を爲すこと。但し左の例外がある。
- （イ） 片番操業の工場は之を除外する。但し新設紡鍾にして其の操短歩合が五割を超ゆるものは其



の超過歩合丈け休鍾すること。

(ロ) 自家用織布原絲紡鍾に對しては前項休鍾を一割五分とする。

(ハ) 七萬鍾以下の會社に對しては其の内の一萬鍾に對し一定率の休鍾を免除する。

(ニ) 一會社の總鍾數二萬鍾以下のもの竝に製絲の全部を自家用織布原絲に充當する會社に對しては調査の上實行條件を緩和することが出来る。

(ホ) 新設紡鍾の操短率は其の運轉開始後三ヶ月間は其の當時の操短率の三倍とし、次の三ヶ月間は二倍とすること。

(二) 休鍾は休日をして之に代ふることが出来る、此の場合に於ては一晝夜休業を三分八厘の休鍾として計算する。

(三) 休鍾は精紡機の要部に封緘して之を行ふ。

(四) 聯合會は必要に應じ事務員を各工場に派遣し決議實行の狀況を檢査せしむる。

(五) 決議に違反したる會社に對しては一日一鍾五錢の割合を以て違反事實を發見せられたる工場の据付鍾數に對し違約金を徴收する。

(六) 操業短縮決議及之が附帶規定に就て疑義を生じ又は違約金徴收に關し争を生じたるときは大日本紡績聯合會委員會の決定を最終とする。

次に参考のため最近に於ける操短率の變遷並市價の變動を示せば左の通りである。

操短率の變遷

昭和二年五月	—	二年一月	一五・〇	
同 二、二一	—	四、六	二三・〇	
同 四、六	—	五、二、二四	全廢	主として深夜業廢止に基くものである。
同 五、二、一五	—	五、五	一七・二	一ヶ月二晝夜休業、一晝夜十七時間操業を基準として更に二晝夜休業及一割の休鍾をなす
同 五、六	—	五、九	二七・二	休鍾一割増
同 五、一〇	—	六、三	三四・四	二晝夜休業増
同 六、四	—	六、六	三〇・八	一晝夜休業減
同 六、七	—	六、一〇	二五・六	一ヶ月四晝夜休業一晝夜十七時間操業を基準として一割八分の休鍾をなす
同 六、一一	—	七、九	三一・四	一晝夜休業及休鍾二分増
同 七、一〇	—	七、一二	三六・四	休鍾五分増(カードを封緘するものには除外例を認めたので正味の)
同 八、一	—	八、六	二七・六	一晝夜休業及休鍾五分減

昭和六年七月以降は一晝夜休業は之を三分八厘休鍾に、その以前は三分六厘休鍾に計算する。







## 二、絹絲紡績業

### 斯業の概況

絹絲紡績業と謂ふのは屑繭、蛹肌、屑絲、玉繭等を原料とする工業であつて、我國が生絲の本場である關係上夙に我國に樹立せらるべき工業なのであるが、實際は却て歐米諸國に後れ、斯業の我國に創始せられたのは漸く歐洲大戰中のことであつた。従て斯業は、我國に於ては未だ新興工業であつて、歐洲大戰前に於ては我國は外國に對し絹紡工業の原料たる屑絲を輸出して居たのである。ところが其の後に於ける斯業の發達は眞に目覺しく、最初の業者は鐘淵紡績と富士紡績の二社であつたものが、最近に於ては同業者十三社を算するに至つた。そして原料は國産のものを使用するは素より年々多額の原料を支那、伊太利等から續々輸入して居るのである。即ち我國は僅々十數年の間に原料輸出國から一躍製品の輸出國に躍進したのである。のみならず我國の斯業は原料取得の點で歐米諸國に比し遙かに有利の地位に在ること及び賃銀が安くて生産能率の高いこと、業界に確固たる統制の存すること等に依り漸次古い歴史と熟練せる技術、鞏固なる地盤を有する先進國を凌駕し、今日では實に世界絹紡界の王座を占むるの盛況を見るに至つたのである。一例を生産力に付て擧げてみると、次の數

字にみらるゝが如く世界生産額の六割四分四厘見當を占めて居る。

日 支 伊 佛 英 亞米利加合衆國 共 計	昭和五年絹紡絲 生産推定高		昭和五年生絲 生産高	
	依	生産比率	千疋	生産比率
日本	約一〇四、二〇〇	六四・四%	四三、九四八	六四・三%
支那	八、五〇〇	五・三	一八、〇六六	二六・五
伊太利	二三、一〇〇	一四・四	四、八八二	七・一
佛蘭西	一〇、三〇〇	六・四	一四〇	〇・二
英吉利	六、六〇〇	四・〇		
亞米利加合衆國	三、九〇〇	二・四	一、二九八	一・九
其他	五、一〇〇	三・一		
計	一六一、三〇〇		六八、三三四	

(本表は絹紡工業會調査に係るものである)

又絹紡絲の設備能力から云ふと我國は約四十二萬五千餘鍾、歐洲諸國の合計が約五十萬鍾、米國が約二十五萬鍾と註せられて居るが、其の生産比率は前記の次第であつて、高率關稅の保護にも拘らず先進國の斯業は漸次我國の新興工業に屈伏せられ極度に沈衰しつつあることが判る。

絹紡絲は主として富士絹、スパンクレープ、銘仙等の製織原料に使用せられてゐる、銘仙は緯絲に紬絲又は絹紡絲を用ひて製織したもので、銘仙のうち絹紡絲を使用せるものは昭和六年に於て約六割に



達し、伊勢崎銘仙の發展は絹紡絲の使用に依るとも云はれてゐる、富士絹は經、緯とも絹紡絲を使用した平織物で輸出絹織物中重要な地位を占めてゐる。又スパンクレープは經絲に絹紡絲、緯絲に絹撚絲を用ひた一種の縮緬風な織物であつて殆んど全部輸出せられてゐる。

参考迄に近年に於ける富士絹の輸出高を示すと左の通りである。

昭和	數量(方碼)	價額(千圓)
昭和二年	五四、一三〇、七一	四四、四六九
同 三年	四二、〇〇二、九三八	三五、六八三
同 四年	四三、六〇一、七一七	三五、八九六
同 五年	三〇、八九一、四六五	一九、〇七二
同 六年	一七、七二一、八六四	九、三五三
同 七年	三〇、三三二、八八〇	一五、〇一四

右表の如く昭和四年迄の三ヶ年間は四千方碼以上の輸出を見て輸出黄金時代を現出したが、濠洲其の他の關稅引上げと世界的不況で六年の如きは其の半分にも足らぬ不振を見せた、ところが七年に入つては印度、濠洲が好勢となり輸出黄金時代が再現しかつてきた、この原因は爲替安にも因るが、又歐米の絹絲紡績が衰頽に陥り、海外諸國にて製織されたる富士絹及び類似品の出廻りが減少してきたことにも基くであらう。

尙絹紡絲の生産高、絹紡絲及び關係品の輸出入統計、富士絹、スパンクレープ及び銘仙の生産高を掲げて近年に於ける斯業の推移を眺めて見れば次の通りである。

A、絹紡絲生産高 (單位依—十四貫四百匁)

昭和四年	一〇九、〇四六
同 五年	一〇二、九七一
同 六年	一〇七、九八四
同 七年	一二五、三三八

B、絹紡絲及關係品輸出入統計表 (單位百斤)

輸 出	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
繭	一、五八五	二、五四六	一、二四八	六二七
眞綿	二五〇	一〇九	一七三	二七〇
府糸	五三、二五二	二二、八〇六	四、六三八	三、三三三
玉糸	六、一〇一	七、四二六	四、六五二	一、九五一
ベニ糸	四、〇〇四	二、五六七	一、四五〇	一、四一〇
紡績絹織糸	一、七七〇	一、六〇三	九三八	八、二一七
繭 入	一六、六〇一	一〇、七六七	一四、〇九二	四、二六二



野 蠶 糸	四六七	七六四	三、一三三	一、九五六
其他の生糸	一、〇三六	二、四三六	一、三二七	八六七
屑織糸及屑糸	二〇、〇七三	二〇、九七〇	二二、一二二	二二、六三〇

C、富士絹、スパンクレープ及銘仙生産高

年 次	富士絹(廣幅)	スパンクレープ	銘仙及節織(小幅)
昭和五年	五八、五五三、一九五ヤール	一七九、九九九疋	一四、一九〇、七九一疋
同 六年	五二、三〇九、二二七	二四三、四九一	一三、九一二、四六二
同 七年	六〇、〇七五、三五五	二四五、七三七	一三、七七八、九一〇

備考 スパンクレープの生産高は商工省輸出絹織物検査所に於ける検査高である。

斯業の統制

偕て新興工業たる絹紡工業が斯かる目覺しき發展を遂げた主なる原因が原料取得の有利なること及び生産能率の高きことに在るは勿論であるが、其の外に同業者が夙に業界の統制と謂ふことに目覺め無謀な競争を行はなかつたと謂ふことが亦其の重大なる原因なのである。

元來絹紡會社十二社の内四社は綿絲紡績を本業とする大會社であつて、絹絲紡績は副業として營まれて居るのであるが、其の全體の中に占むる生産比率は頗る大きい。従て斯業の統制は主として之等の四社を中心として行はれ、且綿絲紡績の統制を模範とし略々之れに等しき組織と方法とで實施せ

られて居るのである。

絹紡工業に於ても斯業の統制は主として操業短縮に依つて行はれてゐて、其の統制機關としては絹紡工業會がある。本會は昭和二年四月、當時經濟界の恐慌に依り絹絲取引の均衡が破壊せられ、需給の調節が失はれたるを機縁とし、其の前身絹紡懇話會に同業十二社が加盟して組織せられたものである。

現在本會に加盟してゐる者は同業者總數十三社中大日本紡績以下十二社で、非加盟者九十絹業商會唯一社に過ぎない、そして兩者は其の資本金、其の規模、其の生産力の點に於て到底比較にならない程隔絶してゐるので、工業會の統制力は頗る強大且完全なものと云ふことが出来る。

加盟者並非加盟者の名稱を掲げて見ると次の通りである。

加 盟 者	資本金	拂込資本金
○大日本紡績株式會社	五二、〇〇〇千円	五二、〇〇〇千円
○東洋紡績株式會社	六四、九七五	四九、九七五
○鐘淵紡績株式會社	六〇、〇〇〇	二八、五九五
○富士瓦斯紡績株式會社	四五、五〇〇	三四、〇〇〇



日本紡績株式會社	五、〇〇〇	三、九二五
關東紡績株式會社	一、〇〇〇	八五〇
日本絹糸紡績株式會社	一、五〇〇	一、五〇〇
日本絹織株式會社	七、五〇〇	五、九九九
近江絹糸紡績株式會社	一、〇〇〇	九五〇
信濃絹糸紡績株式會社	一、五〇〇	七五〇
上毛絹糸紡績株式會社	四二八	一二九
高槻絹糸紡績株式會社	一、〇〇〇	一、〇〇〇

高槻絹糸は客臘中新設に係り昭和絹糸株式會社の事業一切を繼承して工業會に加盟せるもので、資本金等は不明に付昭和絹糸のものを掲げた。

非 加 盟 者

合資會社九十絹業商會

一一七

一一七

絹紡工業會の組織及事業

工業會の組織の概要を規約に依つて摘記して見ると左の通りであつて紡績聯合會と殆ど同じ仕組である。

- (一) 七名の委員を以て委員會を組織し合議に依つて會務一切を處理する。

- (二) 委員長は工業會を代表し且委員會の決議を實行する。

- (三) 總會は定時及臨時の二に分れ定時總會は毎年四月大阪に於て之を開催し事務報告、豫算及決算を議定し委員を選擧する。

而して總會は會員の半數以上の出席が無ければ決議を爲すことを得ない。但し假決議を爲し一ヶ月以内に於て再び總會を開き其の承認を求むることが出来る。そして此の場合には出席者が總會員の半數に満たなくとも差支ないことになつて居る。

- (四) 工業會の經費は會員の有する錘數及織機臺數に應じ按分徴收することになつてゐる。

- (五) 會員は工業會から諮問を受け又は報告を求められた時は之に應ずる義務がある。

絹紡工業會の主なる事業は前述の通り操業短縮であつて、其の第一回は昭和二年六月から昭和四年六月迄實施せられた。次いで第二回は昭和四年十二月恐慌開始と同時に始つたのであるが、其の後操短率の改訂を行ひつゝ現在に及んでゐる。

現行操短決議(自昭和七年十二月至同八年五月)の内容を略記すれば左の通りである。

- (一) 各社は一ヶ月四晝夜休業を基準として總据付錘數より五千錘を除きたる錘數に對し一割八分の休錘を爲すこと(時局に鑑み非常時對策として昭和八年三月十六日以降五月末日迄は操短率を一



割擴張することゝなつた)但し自家用織布原絲紡錘に對しては前項一割八分を九分とすること(同前の理由により操短率を五分擴張した)又一萬五千錘以下の會社に在りては一ヶ月三晝夜休業を基準とすること。

(二) 休錘は休日をも以て之に代ふることが出来る、此の場合に於ては一晝夜を三分八厘として計算する。

(三) 片番操業の工場は操業時間が少いから右の操短規定から除外する。

(四) 新設紡錘に對しては運轉開始後三ヶ月間操短率を倍加する。

(五) 休錘は精紡機の要部を封緘することに依つて之を行ふ。

(六) 工業會は必要に應じ事務員を各工場に派遣し決議實行の狀況を檢査せしむる。

(七) 決議に違反したる會社に對しては一日一錘十錢の割合をも以て違反事實を發見したる工場の据付錘數に應じ違約金を徴收する。

最後に操短率の變遷及最近に於ける市價の變動を掲げて参考に供しやう。

A、操短率の變遷

昭和二年六月 — 四年六月 一% 一ヶ月二晝夜休業を基準として一二%の休錘

同 四、七、 — 四、一、 全廢 主として深夜業廢止に依るものである

同 四、二、 — 五、二、 一二%

同 五、三、 — 五、七、 二晝夜休業増

同 五、八、 — 六、七、 休錘一五%増

同 六、八、 — 六、一、 休錘四%減

同 六、二、 — 八、三、一五% 一ヶ月四晝夜休業を基準として一八%の休錘

同 八、三、一六% — 八、五、 三五・六 休錘一〇%増

昭和六年十二月以降は一晝夜休業は之を三分八厘休錘に、その以前は四分休錘に計算する

B、市價の變動

(三銘/十貫ニ付)

昭和六年	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	同
高値	三九〇円	三六五	三〇五	三八〇	四〇五	三八〇	三七〇	二八五	
安値	三六五円	二九〇	二七五	二九〇	三七〇	三五五	二六五	二六〇	







びるに至つた、其の原因に數へらるゝものは(一)同年四月から實施された人絹關稅の引上げで、この改正に依り從來百斤八十七圓九十錢であつた人絹絲の輸入關稅は一躍百斤に付百二十五圓の高率になつたこと、(昭和六年四月よりは一躍七十五圓に引下げられたが、昭和七年六月から附加稅を課せられ一〇一圓二五錢となつた)、(二)從來嚴秘に閉ざされてゐた製法、從て入手困難なりし製造機械が漸次開放され外人技師の雇傭も可能となつたこと、(三)人絹に對する需要が漸く旺盛になつてきたこと等であらう。爾來わが國人絹工業は進一進、寔に目覺しき躍進を遂げ以下述べる所に依り明かなる如く華々しき現勢を示すに至つたのである。

斯業の現況

前述の通り我國の人絹會社は種々の變遷を経たが、現在の業者は左の十社であつて、日本ペンベクル以外は總てヴィスコース式を採用してゐる。其の投下資本は合計一億圓に近くして、工場數十二、其の全生産能力の如きも數年前に比して著増し日産百噸を越えてゐる。

社名	資本金	拂込済資本金	諸積立金	社債及借入金	固定資本金
帝國人造絹糸株式會社	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇	三、八〇九	二、五〇〇	二二、七六八
日本レイヨン株式會社	一五、〇〇〇	七、五〇〇	五一三	二、〇〇〇	九、九八五
倉敷絹織株式會社	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二一〇	四、〇〇〇	七、〇九〇

旭絹織株式會社	八、〇〇〇	八、〇〇〇	六五〇	七、〇〇〇	一二、四一二
昭和レイヨン株式會社	一二、〇〇〇	七、八〇〇	三九四	〇	七、四六一
東洋レイヨン株式會社	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二九〇	五、〇八七	一五、五一九
三重人造絹糸株式會社	一、〇〇〇	七一九	一八	五一六	一、〇〇八
東京人造絹糸株式會社	六、〇〇〇	一、五〇〇	三五	二一〇	一、六四五
日本ペンベルグ株式會社	一〇、〇〇〇	二、五〇〇	〇	九、一〇五	一〇、二四六
日本毛織株式會社	五〇、〇〇〇	二七、五〇〇	二二、二六七	五、〇〇〇	三五、五六四

備考

- 一、日本毛織株式會社固定資本金の内名古屋人絹工場に屬するものは二百二十萬餘圓である。
- 二、東京人造絹糸株式會社は昭和七年下期より資本金壹千萬圓内拂込済資本金百五十萬圓を、資本金六百萬圓、内拂込済資本金百五十萬圓に減少した。
- 三、右の内日本毛織社及日本ペンベルグ社以外の八社は人絹聯合會に加盟してゐる。

尙最近爲替安に因る輸出旺盛等の好勢に刺激されて各社の間に工場擴張、工場新設等の増産計畫が頻りに擡頭し一部のものは既に業に竣成し現に操業中である。遠からずして他のものも概ね完成し運轉開始の運びに至るであらう、のみならず右既設會社のほか住友合資と倉敷絹織の共同出資に成る資本金一千萬圓の日本化學製糸株式會社、錦華紡系統資本金一千五百萬圓の錦華人絹株式會社、日清紡、川崎第百、矢作水力などの共同出資になる資本金一千萬圓の日清レイヨン株式會社、豊田紡織系の庄



内川レーヨンなどが新設され、本秋以後には一部操業開始の見込である、此の外福島紡績、鐘紡、新興毛織等の人絹界進出計畫も着々具體化の様相であり、二、三年後に於ける生産力こそは蓋し注目に値するであらう。

人絹の生産高は大正七年頃には年産十萬ポンドに過ぎなかつたが、昭和元年を劃し累年増産の一途を辿り昭和二年には千五百萬ポンド、昭和五年には三千六百八十六萬ポンド、昭和六年には四千八百九十萬ポンドといふ驚くべき増産を見たが、昭和七年には輸出の好況等に因り能力の全運轉、設備の擴張が行はれ、遂に六千九百九十餘萬ポンドの驚異的の數字を示すに至つた。今これを世界の全生産額から見ると遂に伊、獨の兩國を凌ぎ米、英に亞ぎて世界第三位を占め昭和六年の第五位、昭和二年頃の第八位に比べると躍進の迹眞に目覺しきものがある。

次に原絲輸出入の近勢を見るに左の通りであつて、伊太利品のダンピングに脅かされたのも往年の夢で、昭和六年暮の金輸出再禁止後は爲替低落の影響を受け、輸入は頓に減退し、反對に輸出は激増し、支那、印度、濠洲等の在來市場のみならず、歐洲、南北アメリカに迄伸展した、そして昭和六年十月不況對策として實行された共同保管糸一萬三千函の如きも七年上期中に輸出向として殆ど一掃して終つたのである。

更に人絹織物の輸出狀況を見るに、昭和三年には金額八百三十三萬圓であつたものが、六年には三

千九百七十一萬圓、七年には更に躍進して六千五十四萬圓に上り、他國の關稅引上に抗しつゝ、印度、南洋、埃及、亞弗利加、濠洲に羽翼を張り、生糸、綿織物に次ぐ本邦重要輸出品となるに至つた。參考迄に之等の統計を掲げて見ると左の通りである。

A、人造絹絲生産高、輸出入高

年次	人造絹絲生産高		同輸出高		同輸入高	
	昭和元年	同輸出高	昭和元年	同輸入高	昭和元年	同輸入高
同 二年	一〇、五〇〇	二八	一、千	二、四九一	五九九	
同 三年	一六、五〇〇	五一		一九二		
同 四年	二五、五〇〇	一一六		四六八		
同 五年	三六、八六七	二、四〇三		六三九		
同 六年	四八、八八九	一、九三一		八七四		
同 七年	六九、九四〇	五、五五八		二八〇		

B、人造絹織物輸出高

品目	昭和五年		昭和六年		昭和七年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
人造絹織物(交織ヲ含ム)	六七七千斤	二、〇七一千圓	五、五八七	一一、二八一	一一、一〇三	一九、三一三
羽 二 重						



品目	昭和五年		昭和六年		昭和七年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
縞子	一〇、五九二方碼	四、二五三	一八、三八九	五、四六四	三一、六三八	八、七一一
琥珀織及ボプリン	一一、四四三	四、六二二	一四、二四〇	三、九二三	二三、五七四	五、七五九
縮緬及壁織	二、四七七	一、二六九	四、〇一二	一、六九七	一〇、二四七	四、三六一
其他	—	—	—	—	—	—
計	—	二二、七一一	—	一七、三四六	—	二二、三九四
		三四、九三四		三九、七一二		六〇、五三九

C、人造絹織物生産高

品目	昭和五年		昭和六年		昭和七年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
人造絹織物(絹トノ交織ヲ含ム)	—	九七、二八四千円	—	一〇四、六八九	—	一三三、七九九
廣幅物	—	五九、九〇七	—	七〇、〇九三	—	八九、二〇一
縮緬外二品種	九三、八七九千米	二七、八九二	一一三、〇九九	三三、八八〇	一八五、三四五	四六、五三〇
其他	—	—	—	—	—	—
小幅物	—	三三、〇一五	—	三六、二二三	—	四三、六六三
縮緬外一品種	二、三九九千反	三、四〇〇	二、七九五	一三、一四三	—	三、八二三
其他	—	—	—	—	—	—
特殊物	—	八、八三七	—	一〇、二四八	—	一〇、二九八
帶地	八、五四千本	四、五三三	七、二一六	二、八九五	—	二、五二五
リボン及テープ	一六、七〇千米	三三、〇七五	三九、六二七	二〇、二六五	六、一八四	一八、三七一
		一八二		五六		二五五

其ノ他	七〇	七五三	一、〇九六
其ノ他ノ人造絹織物	一三、四四五	一七、九五六	二六、三三〇
合計	一〇九、七〇九	一三三、七七七	一四九、九四九

翻てヴィスコース式人造絹糸の原料たる亜硫酸バルブに関する統計より斯業進展の状況を窺ふと左の通りであつて、消費量の著しき激増に斯業飛躍の迹を知ることが出来る。

年次	國內製亜硫酸バルブ		輸入バルブ		人絹バルブ消費量 (單位英噸)	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
昭和元年	—	—	—	—	—	—
昭和二年	二五八、六八三	—	六三、一五一	—	三、六四一	—
同三年	二八七、四九一	—	七一、三〇〇	—	七、三一五	—
同四年	三一〇、〇二〇	—	七三、一四四	—	一〇、七六九	—
同五年	三三五、四三六	—	八〇、四一〇	—	一四、四〇七	—
同六年	三三七、一五一	—	七九、一〇七	—	二〇、〇七二	—
同六年	二九〇、一七一	—	一〇〇、六三六	—	二八、六六八	—

備考  
バルブの輸入高は製紙用及人絹用の兩者を含むが、現在ではそれを正確に知ることが出きない。又バルブの内には若干の曹達バルブ、エスバルト・バルブ、クラフト・バルブ、碎木バルブ等を含むか九割以上は亜硫酸バルブと見て差支へあるまい。



人絹の製法には(一)硝化纖維素法、(二)酸化銅アンモニア法、(三)ヴィスコース法、(四)醋酸纖維素法等の別があるが、現在ではヴィスコース法が圧倒的で全生産額の八〇%以上を占め、醋酸纖維法(アセテート人絹)、酸化銅アンモニア法(ベンベルグ系)これに亞ぎ、硝化纖維素法に至つては現在米國に一社を残すのみである。

日本に於ける人絹會社は十社の内九社はヴィスコース法に依り唯日本ベンベルグ社のみが酸化銅アンモニア法を採用してゐる現状である。

人絹の細さを現はすには生糸と同じく、糸足四五〇メートルの重さが〇・〇五瓦ある場合これを一デニールと呼ぶ。我が國の普通織物には一二〇デニール(綿糸四四番手)及び一五〇デニール(綿糸三五番手)が最も多く使はれ、従て生産はこれに集中されてゐる。一例を人絹聯合會加盟八社の昭和七年生産高にとると左の通りで斷然優位に在る。

一〇〇デニール以下	一一、五八九、八(二・〇%)
一一〇デニール	三七四、八八六、二(五八・二)
一五〇デニール	一九二、四二二、九(二九・九)
二〇〇デニール以上	六三、九二五、五(九・九)

人絹糸を綿糸番手に換算するには左の方式に依ればよい。

$$\frac{4464525\text{碼}}{\text{デニール} \times 840\text{碼}} = \text{綿糸番手}$$

分子は 1デニール綿糸一封度の長さ

840碼は一番手綿糸一封度の長さ

### 斯業の統制

さて我國の人造絹絲に對する需要は近年飛躍的に増進したが、製造會社の能力の増加は此の消費の趨勢を凌駕し、殊に生産費の關係で舊會社は新會社の壓迫を受ける様になつたので、販賣競争は漸次烈しく昭和元年頃から市價は甚しき低落を見るに至つた。其の後昭和三年に至つては能力過剰に基く販賣競争は愈熾烈となり、製品市價の崩落相次いだので遂に業者も無統制なる自由競争に放置して置く<sup>と結局共倒れの外なきを自覺するに至つた</sup>。斯くて帝人以下の八社は昭和三年七月大阪に會合し、種々統制策を協議した結果人絹聯合會と稱する統制團體を組織することに決し、應て、市價維持に關する協定を結んだ。

人絹聯合會に加盟してゐる會社は前述の通り帝人以下の八社、非加盟者は日本毛織以下の二社である、而して昭和七年に於ける生産高の比率を見るに前者の九二%に對し後者は八%、又日産能力は前者九一%四、後者八%六、投下資本は八六%に對する一四%であつて、聯合會の統制力の仲々強大なこ



とが判る。従て聯合會は能力過剰の上海外諸國のダンピングを受け、更に世界的不況の襲來竝に輸出仕向國に於ける高關稅政策等幾多の難關に遭遇せる我が國業界の安定に對し少なからざる効果を擧げ來つた。

### 聯合會の組織

聯合會の組織の概要を規約に依つて摘記して見ると左の通りである。

- (一) 聯合會に理事一名を置き會を代表し、會務を管掌せしむる。
- (二) 春秋二季に定時總會を開き尙必要に應じ時々集會する。
- (三) 總會又は集會に於ては會員過半數の出席がなければ決議を爲すことを得ない。
- (四) 會員は會費として年額三百圓を負擔する、尙不足ある時は會員の据付錘數の平均を基準として按分徴收する。

臨時經費は其都度會員の協定により之を徴收する。

- (五) 會員は定時に事業狀況を聯合會に報告する義務がある。

### 統制協定

人絹工業界に於ける最初の統制協定は昭和四年十月結んだ、市價維持に關する左の如き協定であ

る。

- 一、人絹絲價の安定を圖るが爲め各社申合の上現今の賣値を最低とし、それ以下には應じないこと。
  - 二、今後の販賣價格に付ては隨時會合の上各社共協同一致の方針を採ること。
- 其の後昭和四年末に至り金解禁の發表と供給過剰の兩方面から人絹市價の崩落を見たので、同年十月十五日以降六ヶ月間五分の休錘と毎月生産高の五分を輸出すべきことを協定した。これが第一次の操業短縮協定であつて、爾來操短率、操短方法の改訂を行ひつゝ昭和五年六月に於ける一時休止期を除き、昭和七年十一月迄引續き實施して來たが、環境の好轉に惠まれ十二月以降は遂に之を全廢するに至つた。そして操短は金輸出再禁止直前に於ける市價の慘落を除けば何れも或る程度の市價維持に効果を收めたものと云へやう。

參考迄に昭和七年一月より同年九月迄實施された統制協定の要領を示せば左の通りである。

- (一) 各社は毎月二割五分の休錘若は責任輸出を行ふこと。

但し其の設備二千錘以下の會社に對しては輸出の場合に於ては其の率を半減し、紡錘封緘の場合に於ては据付錘數から一千錘を控除した殘餘の錘數に對して右の制限率を適用することとなつてゐる、つまり小會社に對してはそれ丈制限を緩和してゐる譯である。



又設備一千錘以下の會社に對しては右の休錘及責任輸出の兩者共全免することとなつて居る。

(二) 休錘は紡絲機の要部を封緘することに依つて行ふ。

(三) 責任輸出數量は聯合會に届出でたる前月の生産高に依つて計算し輸出品種並に等級は當該會社の任意である。

(四) 聯合會は必要に應じ時々事務員を各工場に派遣し決議實行の狀況を檢査せしむる。

尙昭和六年十月並に十一月及十二月の操短協定に於ては英國金本位制の停止、印度の關稅引上等による不況對策として操短率を夫々二割及び三割に擴張したが、其の操短方法は右率の休錘或ひは義務輸出を課し、内半分だけは共同保管に代ることを許す獨自なものであつた。共同保管に付せられた原絲は合計一萬三千餘匁に及んだが、これは昭和七年の四月、五月及六月に各三千五百匁宛を解除し残りの二千五百匁は全部責任輸出に振向けて終つた。

操短率の變遷並に最近に於ける市價の變動を示せば左の通りである。

A、操短率の變遷

昭和四年四月	五、六、	一〇%	五分の休錘及五分の責任輸出
同 五月	五、七、	二〇	二割休錘、二割責任輸出、一割操短及一割責任輸出の何れか一を實施すること

同 六月	六、一、	一五	休錘若は責任輸出
同 七月	六、二、	一〇	同
同 八月	六、一〇、	二〇	同 (但し内半分は共同保管に代ふことを得)
同 九月	六、一一、	三〇	同 (同)
同 十月	七、一、	二五	同
同 十一月	七、一〇、	一五	同
同 十二月	七、一一、	一〇	同
同 昭和六年三月	七、一二、以降	全廢	同

B、市價の變動

(一〇〇匁ニ付)

昭和六年	高値	安値
三月	一六五、	一一八、
同 四月	一四四	一二二
同 五月	一二三	一〇五
同 六月	一一一	一〇一
同 七月	一四〇	一一七
同 八月	一一五	一〇六
同 九月	一〇九	九〇
同 十月	九〇	七八







事件以來極度に悪化してゐるので振はない。一方輸入されつゝある紙類は大體技術的に我國に生産されぬものとか、或ひは可能性の薄いものとかの特殊品に限られてゐる。

### 斯業の現況

現在斯界に於ける主なる製紙會社は日本製紙聯合會に加盟してゐる左記九社であつて、其の拂込資本金は總計一億八千六百餘萬圓を算し、其の生産高は我が國洋紙生産高の九八%以上を占めてゐるといはれてゐる。從て右九社の生産統計なり、販賣統計なりは即ち業界のそれを示して居ると見て差支あるまい。

株式會社	資本金	拂込資本金	諸積立金	社債及借入金	抄紙機臺數	同上吋數
王子製紙株式會社	六五、九六	四八、六三	二二、三三	五五、五〇〇	四	四、三三三
富士製紙株式會社	七七、七〇	五八、九五	一〇、五〇三	七、六六	四九	四、八九五
樺太工業株式會社	七〇、〇〇	五三、六八	二、〇〇〇	四六、七二	三	三、一三三
三菱製紙株式會社	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	四、八〇〇	〇	二	一、〇三六
北越製紙株式會社	六、〇〇〇	四、〇〇〇	六、六	二、〇〇〇	七	六、〇七
日本紙業株式會社	一五、〇〇〇	九、四九六	〇	六、五九六	四	五、九四
乾製紙株式會社	一、〇〇〇	一、〇〇〇	不明	不明	四	三、三三
日本製紙株式會社	二、〇〇〇	一、五五〇	八四	二五〇	二	一、三三

株式會社西野製紙所

一、〇〇〇

八五〇

五〇

〇

四

一九二

最近に於ける右九社の洋紙生産高、販賣高を見るに左の通りであつて、昭和五年以降の生産高は漸減してゐる。これ世界的不況による需要の減退、金解禁下に於ける外紙の壓迫、製品市價の値下りの對策として高率なる操業短縮を實施してきた爲である。一方販賣高を見るに昭和五年及六年は何れも前年より絶對數に於て減少を示してゐるが七年に入つては俄然激増し同年生産高に對比し一億三四十五萬封度を賣越してゐる。右の減少は經濟界の沈衰に因る需要の減退と外紙の壓迫に原因するものであり、増加は主として七年夏以來の爲替の低落並に關稅引上げに因る外紙輸入の困難、インフレーション政策並に一般的な景氣恢復來に因る内需の激増に原因するものであらう。

年次	生産高	販賣高	輸入高	輸出高
昭和元年	一、〇七四、六四七	一、〇三九、四〇八	一四一、六四三	一〇〇、五四七
同 二年	三六一、二四三	一、三三八、四二五	一一三、一七二	一一一、六七〇
同 三年	一、一五一、五一五	一、一三一、五六八	一〇九、六二七	一七八、一〇〇
同 四年	三七一、一八一	三、七五、四一四	七九、二〇五	一八七、五〇七
同 五年	一、三〇五、七五四	一、二九二、五九六	九八、四一九	二二六、九八四
同 六年	四四五、四八四	四三八、六七四		
同 七年	一、四一八、一八七	一、三七九、二三一		
同 八年	四九二、八二七	四六四、〇九八		
同 九年	一、三六七、五三四	一、三四七、一八八		
同 十年	四三四、六四〇	四五六、〇五七		



同 六年	一、三三〇、五八四 四三六、一二三	一、三二九、五八五 四二〇、二〇六	一四六、〇一八	一八八、五二四
同 七年	一、三一三、三一五 三八二、八〇五	一、四一四、七六七 四二九、四一六	一一六、四七四	一三二、六〇四

備考

一、生産高及び販賣高の欄中右方の数字は上等印刷用紙、印刷用紙、筆記及び書用紙、模造紙、アート及び艶紙類、新聞用紙（各種ザラ紙を含む）、ロール判紙類、色紙類、包紙類、機械漉和紙類、板紙類（稻藁製品を除く）、雑種紙の合計であり、左方の数字は右の内統制紙に属する上等印刷用紙、印刷用紙、筆記及び書用紙、模造紙の合計を示す。

二、輸入高は横濱、神戸、大阪及び門司の四港分の合計であり、尙寫真用紙は含んでゐない。又印刷用紙は輸入紙類の七割見當を占めてゐる。

三、輸出高は和洋紙の總てを含んでゐるが、和紙は全體の二、三分見當に過ぎず、主たる輸出紙類は印刷用紙である。

繙て主原料たる木材パルプの需給關係を見ると左の通りである。尙聯合會所屬九會社中、木材パルプを生産してゐるのは森林伐採權の關係上主として王子、樺工、富士の三社でその内前二者は市場にもこれを賣出してゐるが、後者は全部自家用に消費してゐる現狀である。此の外に北越製紙、浪速製紙、東海紙料、樺太木材の各社でもパルプを製造してゐるが其の量は極く僅かだ今の所は全生産額の四%前後に過ぎない。

年次	生産高	輸入高	消費高(九社合計)
昭和元年	五〇〇、三〇一	六三、一五一	—

同 二年	五三六、三九〇	七一、三〇〇	—
同 三年	五六七、五二九	七三、一四四	五六〇、〇六五
同 四年	六一八、六〇二	八〇、四一〇	六二〇、〇五六
同 五年	六二五、五三七	七九、一〇七	六一四、八六四
同 六年	五六六、七一九	一〇〇、六三六	五八〇、八一四
同 七年 見込	五七四、八九四	一〇一、一六八	五八四、六四〇

斯業の統制

現在我が洋紙製造業に在りては、二個の統制團體がある、其の一は日本製紙聯合會所屬九社よりなる印刷用紙、筆記用紙、圖畫用紙及模造紙の生産並販賣統制を目的とするものであり、他の一は王子富士、樺工の三社よりなる新聞用紙の生産並販賣統制を目的とするものである。

製紙業界に於ける統制協定は其の歴史古く我國最古のものである。即ち明治十三年十二月王子製紙以下五社の製紙會社は製紙所聯合會と稱する統制團體を組織し全文十九箇條より成る製紙所聯合會條規と謂ふ統制協定を締結したのである。同協定の主なる内容は市價の維持を目的とする價格協定であつた。

此の製紙所聯合會は後に日本製紙聯合會と改稱せられ、當初の價格協定は廢止せらるゝと共に、單



なる懇親的な産業團體と化した。其の後洋紙類の生産能力過剰となり市價の下落甚しきに至つて大正九年から再び統制事業を開始し、印刷用紙、模造紙類の操業短縮を実施した。

この外新聞用紙に付ても統制が行はれてゐること前述の通りである、で以下便宜上一般洋紙と新聞用紙とに分類して其の統制概況を記すこととする。

甲、一般洋紙(印刷用紙、筆記用紙、圖書用紙及模造紙)

現在統制協定がある洋紙類は日本製紙聯合會所屬九社が一樣に生産する上等印刷用紙、印刷用紙、筆記及び畫用紙、模造紙の四種類であつて、此の四種類は新聞用紙を除いては、斯業の中核をなすものである。さて一般洋紙類に付ては前記の如く日本製紙聯合會が中心となつて操業短縮を実施したが其の操短率の變遷を記すと左の通りである。

大正	九、七、月	—	九、二、月	一〇、%
同	九、二、月	—	一、三、月	二〇
同	一、四、月	—	一、九、月	一〇

大正十一年には當業者の一割操短にも拘らず市價は大いに低落した。所が此の市價の低落に依り需要は頓に増大し加ふるに翌十二年には關東大震災が起り變態的に大需要を喚起したので各社は何れも増産計畫を斷行し十三年に至つて再び能力過剰に陥り操短率は左の通り擴張さるゝに至つたのである。

大正	一五、八、月	印刷用紙類	一二、%
昭和	二、一、月	同	一七
同	一〇、月	同	一四

次いで昭和三年には需要増加のため右の操短率は一二%、一〇%六と漸次緩和せられ、同年十一月には遂に操短を全廢するに至つた。

然しながら大正十三年以降に於ける生産設備の増設の爲め根本的に生産能力が過剰となつて居るので忽ち生産過剰に陥り昭和四年四月再び製紙聯合會所屬の王子以下九社を以て統制協定を締結し、更紙を除きたる印刷紙、模造紙、筆記用紙、畫紙及び之に準ずべき紙質に屬するものに付、操業短縮を開始した。爾來恐慌の深化に伴れ漸次其の率を高め、六年十二月以降大會社は五割五分に及ぶ高率操短を繼續して今日に及んでゐる。尙この以外に製品の共同保管、輸出奨励、販賣價格等に付ても協定を結び現に實行してゐるものもある。右協定の内容を説明するに先ち昭和四年以降の操短率の變遷を記せば左の通りである。

昭和	四、五、月	—	四、九、月	二〇—一〇、%
----	-------	---	-------	---------

右の内半數迄は一定の金額を醸出せしめて希望運轉を許す一方、この運轉料金を資金として前記休



轉率以上の希望休轉を行ふものには一定率の補償金を交付することとした。

昭和四年 <sup>年</sup> 四月	—	四年 <sup>年</sup> 二月	二五—一二・五%
同	四、一二、	—	五、一一、
同	五、一二、	—	六、八、
同	六、九、	—	六、一一、
同	六、一二、	—	今日迄
			五五—三〇・〇

現在實施されて居る協定は生産制限、製品管理及び販賣價格に關する三種である、以下少しく其の内容を略記して見やう。

### (一) 生産制限

- イ、先づ各社の標準製造高と云ふものを定める。之が生産制限の基礎となるのである。
- ロ、生産制限率は能力に應じ各社別に之を定める。従て設備が小で能力の小なる會社は大規模の會社より其の制限率を緩和されて居り、王子、富士、樺工の如き大會社は五割五分の最高率の操短を行ふてゐるのである。
- ハ、一定の金額を醸出して、休轉率の半數以内の運轉を許す希望運轉の制度は昭和四年五月に始められたものであるが、昭和五年十月限り廢止された。

ニ、義務休轉率以上の休轉をなさんとする會社に對しては一定の補償金を支給する。希望休轉の制度は、希望運轉制と同じく昭和四年五月から實行されたのである。そして同五年十月一度廢止され、六年八月から再び開始されたが同年十二月限りで復た廢止されて終つた。

ホ、從來は増産設備を爲すことを固く禁じてゐたのであつたが、最近一定期間特別なる休轉率に服することを條件として稍々其の禁を緩和するに至つた。

ヘ、休轉は抄紙機の要部を封緘することに依て行ふ。

### (二) 製品の共同保管

昭和五年十月紙價維持の目的を以て各社の在庫品より一定率の準備手持品に相當する數量を控除せる殘餘全部に對して封印を施し保管品として市場に出さざることとした。其の後不況の深まるにつれ昭和七年八月迄に五回に互る封印を行ふた。一方金輸出再禁止に因る製品の需要増加見越等から六年十二月、七年二月及び四月に合計約千五百萬听の保管品を解除し、又七年夏以降爲替安に因り外紙輸入が減退しインフレーション等に依り漸次需要が増大し、毎月多量の賣越を見るので、同年十月以降八年二月迄數次に互つて解封を行ひ其の數量は大約五千百餘萬听、(七年中の賣越高は四千六百六十萬听に及び、八年一月のそれは九百萬听を越してゐる盛況である)の多き



に達した。これが爲め一部會社中には既に解封し盡し、爾後は其の解封數量に相當する生産制限を緩和せられてゐるものもある。

事情右の如くで長い間死藏された共管紙も大體一掃の豫想が付き限産緩和を要望する聲を聞くに様になつた。

### (三) 販 賣 價 格

各社製品の手取値段を協定し市況に應じて時々改定してゐる。

販賣値段に關する協定の経過を見るに、種類別に具體的な値段を定め、尙一種中にありても銘柄別に定めたこともあつたが、元來洋紙殊に印刷用紙の銘柄は數百種に上るので一々之を定め規律することは極めて困難でもあり、且つ實際上の効果も餘り期待し得べくもないので漸次簡略化し來り、現在ではB模造紙に付てのみ具體的な値段を定め、其の他の製品に付ては厚物と薄物との値開を定め、又概括的に建値の引上げ率などを定めてゐる状態である。

前述のやうな最近洋紙界の好轉につれ販賣値段は屢々改訂されてゐる。市價の變動は別に記す通りで、之を反映してゐる。

### (四) 輸 出 の 獎 勵

輸出奨勵の爲め一定の仕向地に對し輸出を爲した會社に對しては奨勵金を交付してゐたが、本制度は昭和八年一月より當分の間中止されてゐる。

同業者中で右協定に加盟してゐないものは現在では旭製紙株式會社（昭和六年六月より統制紙の抄造開始）一社であるが、其の規模に於ても、其能力に於ても、又資本の方面から云つても（公稱資本十五萬圓、拂込資本十三萬七千五百圓）比較にならぬ程隔絶してゐるので、本協定の統制力は極めて鞏固である。

本協定の實施に關しては特に名稱ある團體を組織して之に當らしめてゐない、加盟各社の代表者が臨機會合して前記事項に付種々協議決定し、新聞紙などにはよく日本製紙聯合會商議員會或は木曜會決定など、ある王子製紙株式會社が實行委員として選任せられてゐて、右協定に基く諸種の事務を處理してゐる次第である、俗に之を管理會實行委員と呼んでゐる。

次に參考迄に最近に於ける本協定に屬する洋紙の生産高並販賣高及市價の變動を示せば左の通りである。

#### A、印刷用紙、模造紙、筆記用紙及び圖畫用紙生産高並販賣高

生 産 高

販 賣 高

昭和五年

四三四、六四〇、六三〇封度

四五六、〇五七、三六八封度



同 六年 四三九、二九二、九七九  
 同 七年 三八七、二九三、四四〇

四二三、二七五、五七二  
 四三三、八七四、八七〇

五四

B、市價の變動

年	月	印刷用紙赤鷲一封度	B模造紙一封度
昭和六年	三月	〇・一三三	〇・一二三
同	四月	〇・一二三	〇・一二三
同	五月	〇・一二五	〇・一二三
同	六月	〇・一二五	〇・一二三
同	七月	〇・一二五	〇・一二五
同	八月	〇・一二五	〇・一二〇
同	九月	〇・一二五	〇・一二〇
同	十月	〇・一二五	〇・一一五
同	十一月	〇・一二五	〇・一一八
同	十二月	〇・一二五	〇・一二六
昭和七年	一月	〇・一二五	〇・一二六
同	二月	〇・一一五	〇・一二六
同	三月	〇・一三五	〇・一二六
同	四月	〇・一二五	〇・一三五
同	五月	〇・一二五	〇・一三五

年	月	〇・一二五	〇・一三五
同	六月	〇・一二五	〇・一三五
同	七月	〇・一二五	〇・一三五
同	八月	〇・一二五	〇・一三五
同	九月	〇・一二七	〇・一三五
同	十月	〇・一二二	〇・一三五
同	十一月	〇・一二二	〇・一四〇
同	十二月	〇・一三九	〇・一四〇
昭和八年	一月	〇・一四九	〇・一五五

乙、新聞用紙

新聞用紙に於ける統制の沿革は可なり古く、明治三十四年共同洋紙合資會社の設立に始まる、同社は新聞用紙の生産過剰の救済と外紙の壓迫に對抗するが爲め生れた共販會社であつて、其の設立に加盟した會社は王子、富士及び四日市製紙の三社であつた。

其の後同社は資本金五百萬圓の株式會社に組織を變更すると共に、共同洋紙株式會社と名稱を改めて現在に及び、其の資本金は殆んど總て王子、富士及び樺工の三社で出資してゐる。  
 現行統制協定は右三社の間に締結せられてゐるのであつて、其の概要は左の通りである。

(一) 増産設備及輸入の禁止



生産能力の過剰を防止するが爲め各社共現存設備以上に増産設備を爲さざることとし、又市價の低落を防ぐ爲め直接間接を問はず外紙の輸入を禁じてゐる。

(二) 共同販賣

各社の國內需用者に對する新聞用捲取紙の販賣は自ら之を爲すことなく、總て共同洋紙株式會社に委託し同社をして之を行はしめる。

同時に各社が毎月共同洋紙に引渡すべき捲取紙の數量の按分率を定めてゐる。

又各社が共同洋紙に引渡す捲取紙の値段は三社協議の上之を定める。其の期間は概ね一ケ年間宛である。

(三) 規格統一

共同洋紙に引渡すべき新聞用紙の標準規格を定めて居る。

同業者中本協定に加盟せざるは北越製紙株式會社唯一社で、其の生産能力は比較にならぬ程隔絶してゐる、從て本協定の統制力は可なり鞏固であつて、物價下落の趨勢の間に在つてよく市價を維持して來たが、昭和五年下期以降は主として爲替相場恢復の爲外紙の輸入激増し、其の壓迫を受くること甚しく相當率の價格引下げを餘儀なくせらるゝに至つた、然し七年下期以降は爲替安、景氣上向等による

業界の好轉に伴れ市價の上昇を見るに至つた。

参考迄に最近に於ける生産高及販賣高並に市價の變動を示せば左の通りである。

A、新聞用紙生産高及販賣高

年	生産高	販賣高
昭和五年	四二六、四四四、六八二封度	三九二、九六七、七四四封度
同 六年	三七三、三八〇、九六九	三七四、四三〇、六六三
同 七年	三九一、九九一、八〇五	三九五、六九一、一六〇

B、市價の變動 (更紙一連に付)

年	月	市價
昭和六年	三月	三・四〇
同	四月	三・四〇
同	五月	三・六〇
同	六月	三・六〇
同	七月	三・六〇
同	八月	三・六〇
同	九月	三・六〇
同	十月	三・四〇
同	十一月	三・四〇



同	十二月	三・四〇
昭	昭和七年一月	三・四〇
同	二月	三・四〇
同	三月	三・五〇
同	四月	三・五〇
同	五月	三・五〇
同	六月	三・五〇
同	七月	三・五〇
同	八月	三・五〇
同	九月	三・五〇
同	十月	三・五〇
同	十一月	三・六〇
同	十二月	三・六〇
昭	昭和八年一月	三・八〇

製紙合同

最後に最近成立した製紙業大トラストに就て一言しやう。

製紙業界に在りては原料パルプの關係からして企業の集中が非常に高度に達してゐて他の産業に比

すべくもない程である。即ち王子、富士、樺工の三社の洋紙製造高なり、能力なりは全洋紙の製造高なり、能力なりの約九割前後を占め、且つ原料たるパルプの製造を殆んど獨占して完全に斯界の支配權を掌握してゐる。而して、右の三社の内でも王子は昭和四年一月富士製紙株式二十一萬株を所有するに至つた爲め事實上富士の支配的位置に立つてゐて、同社の業界に對する支配權たるや實に強且大である。洋紙界に於ける右三社の合併問題は多年の懸案であり、迂餘曲折はあつたが、機熟し、遂に昭和七年十一月富士、樺工の二社が王子に合併することに因り實現を見るに至り、縦斷的にも、横斷的にも完成した大トラストが形成せらるゝことゝなつた。

名實共に合同會社が成るのは色々な手續の關係から恐らく本年四、五月の頃となるであらうが、其の曉には前述した各種の統制協定にも種々な變化を及ぼすことゝなるであらう。



## 五、板紙製造業

### 斯業の概況

本工業は藁を主要原料とし比較的簡単な工程に依り製造せられるのであるが、其の製品は多く紙函用として需用せられ、雜貨其の他の輸出向商品の包装用としても缺くべからざるものである。

工程が比較的簡單であり、比較的小規模でも企業し得らるゝ爲めに大戰後需要の増加に伴つて事業の新設、擴張が盛に行はれ其の生産能力は忽ち過剰に陥るに至つた、其の後事業を廢止するもの、休止するもの等續出して現在に於ける同業者、竝に其の資本金額等を示すと左の通りである。尤も統制法に依り指定せられた板紙製造業は、五オンス以上のもの、製造と限定せられて居るのであつて、之以外の板紙のみを製造する會社は茲に掲げられない。

業種	資本金	拂込資本金	配當率 (昭和七年上期)
天城板紙合資會社	三〇〇,〇〇〇 <sup>円</sup>	二七〇,〇〇〇 <sup>円</sup>	無配當
牛津板紙株式會社	五三,〇〇〇	五三,〇〇〇	無配當
岡山製紙株式會社	一,〇〇〇,〇〇〇	六二五,〇〇〇	一割
加賀製紙株式會社	二〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	無配當

甲子製紙株式會社	茶	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	四分
山陽板紙株式會社	黄	三五〇,〇〇〇	一七五,〇〇〇	無配當
西肥板紙株式會社	黄	五五〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	無配當
高崎板紙株式會社	黄・茶	三,〇〇〇,〇〇〇	九七五,〇〇〇	一割
立山製紙株式會社	黄	二八〇,〇〇〇	二五六,八七五	無配當
浪速製紙株式會社	黄・茶	二,五〇〇,〇〇〇	一,六二五,〇〇〇	無配當
日本紙業株式會社	黄・茶	一五,〇〇〇,〇〇〇	九,四九六,〇一〇	無配當
西成製紙株式會社	黄	一,二七二,〇〇〇	一,二七二,〇〇〇	無配當
日華製紙株式會社	黄	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	無配當
新川製紙株式會社	黄	二五〇,〇〇〇	六二,五〇〇	四分
日本建築紙工株式會社	茶	六〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	無配當
廣島製紙株式會社	黄	五〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	無配當
富士製紙株式會社	黄・茶	七七,七〇〇,〇〇〇	五八,九二五,〇〇〇	上下四分
古川製紙株式會社	茶	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	七分
伏木板紙株式會社	黄・茶	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	無配當
北越製紙株式會社	黄・茶	六,〇〇〇,〇〇〇	四,〇五〇,〇〇〇	八分
北國製紙株式會社	黄	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	無配當
美作製紙株式會社	黄	一,二〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	無配當



上西洋紙工業所	茶
遠州板紙株式會社	茶
※株式會社共和製紙所	黃
※合資會社今福製紙所	黃
※藝陽製紙所	黃
※印ハ非加盟者	

三〇〇,〇〇〇

一〇五,〇〇〇

前述の如く本工業は比較的工率が簡單であり比較的小規模の同業者多く、而も需用の變化に従つて企業の興廢常なき事情である爲めに、斯業の統制も必ずしも常に圓滑なるを期待し得ない状態であつたが、需要に對する生産能力の過剰は所詮何等かの統制を必要とするに至つた、即ち大正十四年日本板紙同業會が組織せられて専ら黄板紙の統制に當り、次で其の後大正十六年九月茶板紙統制會が組織せられて専ら茶板紙の統制を策するに至つた、即ち板紙業界に於ては現在黄板紙及び茶板紙の双方に付て夫々別箇の統制團體がある譯である、現在日本板紙同業會の加盟者は十九社、非加盟者は三社（外に休業中のもの一社）である、新川製紙、立山製紙は從來埒外に在つたが、昭和七年四月同業會に加盟した、茶板紙統制會は同業者の殆んど全部を網羅して居るのであつて從來非加盟者であつた遠州板紙社並に最近に至り茶板紙の抄造を開始したる上西洋紙工業所は昭和八年二月統制會に加盟するに

至つた、外に休業中のもの一社あるに過ぎない。

今黄板紙と茶板紙の双方に付最近の生産高及び販賣高を見るに左の如し

A、黄板紙

イ、生産高	昭和五年	昭和六年	昭和七年			
	加 盟 者	八〇,三〇五	九七・五%	七〇,四四八	九三・〇%	七三,一六八
非 加 盟 者	二,〇五二	二・五%	五,二五九	七・〇%	五,四二六	六・九%
計	八二,三五七	七五,七〇七	七八,五九四			

ロ、販賣高

加 盟 者	七八,五一九	九七・四%	七二,三二六	九三・二%	七六,七六六	九三・四%
非 加 盟 者	二,〇五二	二・六%	五,二五九	六・八%	五,四二六	六・六%
計	八〇,五七一		七七,五八五		八二,一九二	

B、茶板紙

イ、生産高

昭和五年	昭和六年	昭和七年				
加 盟 者	二二,三一六	九六・〇%	一八,八五二	九三・六%	一九,八二七	九七・四%
非 加 盟 者						
計						

六三



非加盟者	九二八	四・〇%	一、二八九	六・四%	五二六	二・六%
計	二三、二四四		二〇、一四一		二〇、三五三	
ロ、販賣高						
加盟者	二〇、八二五	九五・七%	二〇、〇二八	九四・〇%	二二、七九〇	九七・八%
非加盟者	九二四	四・三%	一、二八五	六・〇%	五一三	二・二%
計	二一、七四九		二一、三一三		二三、三〇三	

統制協定の内容

前述の如く斯業の統制は黄板紙に付ては日本板紙同業會、茶板紙に付ては茶板紙統制會が夫々之が統制機關となつて統制事業を行つて居る、其の統制協定の内容は概ね左の通である。

A、日本板紙同業會

- (一) 生産制限
  - (イ) 各社の標準製造高を決定する。
  - (ロ) 生産制限は義務休轉に依り實施することとし、各社の生産制限率は一般率を基準とし、夫々當該會社の能力其の他の條件を考慮して各別に之を定める。
  - (ハ) 生産制限の方法は前月の例會に於て協議決定する。

(二) 輸出奨励

輸出を奨励する爲一定の輸出先に對して輸出を爲したるものに對し奨励金を交付する。

(三) 價格協定

毎月製品の販賣價格を協定する。

(四) 規格統一

製品の規格を協定した。

B、茶板紙統制會

(一) 生産制限

- (イ) 會員の標準生産高を決定する。
- (ロ) 毎月翌月の生産制限率を協議決定する。
- (ハ) 生産制限は休轉の方法に依り抄紙機の要部を封緘する。

(二) 價格協定

毎月會員の販賣價格を協定する。

(三) 規格統一



會員の抄造する茶板紙の規格を協定した。

黄板紙及茶板紙の兩者に付統制法適用前後に於ける斯業の生産制限率を記すと左の通である。

年月	黄板紙	茶板紙
昭和六年十二月	五七—四九・五%	二五%
昭和七年一月	一〇〇	三〇
同 二月	五七—四九・五	二〇
同 三月	五一—四三・五	二〇
同 四月	五一—四三・五	二〇
同 五月	五〇—三〇	二〇
同 六月	五〇—三〇	二〇
同 七月	五〇—三〇	二〇
同 八月	六〇—四九	二〇
同 九月	六五—五四	三〇
同 十月	五〇—三九	三〇
同 十一月	五〇—三九	三〇
同 十二月	五〇—三九	三〇
昭和八年一月	四五—三四	二〇

市價の變動

統制法適用前後に於ける斯業市價變動の狀況を示すと左の通である。

年月	黄板紙(標準物一噸ニ付)	茶板紙(標準物一噸ニ付)
昭和六年十二月	六三 <sup>円</sup>	八八 <sup>円</sup>
昭和七年一月	七〇	九二
同 二月	七五	九二
同 三月	七五	九五
同 四月	七二	九四
同 五月	六九	九一
同 六月	六七	九一
同 七月	六四	九〇
同 八月	六九	八六
同 九月	六九	八八
同 十月	六九	八九
同 十一月	七四	九三



## 六、カーバイド製造業

### 斯業の概況

本工業は石灰石を焼成して生石灰とし之を無煙炭又はコークスと共に電氣爐に投じ加熱反應せしめてカーバイドを製造する工業であつて、電氣爐にはアーク式と抵抗式とがあり、其の容量は小は百キロワットより大は一萬五千キロワット迄ある、製品たるカーバイドは石灰窒素の製造原料に使用せらるゝ外燈火用として漁業用に使用せらるゝこと多く、其他金屬の銲接切斷用及び醋酸合成用に使用せらるゝ重要工産品である。

カーバイドの製造に従事する同業者は約二十社餘を算するが、其中カーバイド工業を専業とする會社は其の半數に至らず、他は電力電燈、石灰窒素、フェロクロム等の事業を經營する會社の兼營である。従てカーバイド工業のみに對する投下資本金額は之を算定すること稍々困難であるが、大體三千二、三百萬圓見當と見られる。

本工業の總生産能力は年約六十萬噸に及ぶのであるが、一方需要額は最近に於ては五、六萬噸に過ぎず、能力に比して莫大なる能力過剰を示して居る爲めに同業者間の販賣競争は極めて激しく殊に近

年農業不振の結果石灰窒素に變性せらるゝ數量が著減したのと、漁業用としての需要が極度に萎縮した爲め濫賣續出し、中には生産費を割つて投賣する者も生ずるに至つた。茲に於て當業者は業界統制の急務を覺り偶々産業統制法の發布を見たるを機とし、商工省に對して斯業に對し統制法の適用方を熱心に陳情すると共に、他面有力なる統制團體の組織に専念し遂に昭和六年六月揖斐川電氣以下十九社の協定に依り全國炭化石灰共販組合の組織を見るに至つた、前述の如く同業者の中カーバイド工業を専業とする會社は其の半數に足らず、他は總て電力會社又は化學肥料會社の兼營であつて、専業の會社と副業の會社との間に種々の點で利害が一致しないことは斯業の統制の困難なる理由の一であらう。

今同業者の資本金額、拂込資本金額、配當率等を示せば左表の通りである。

### (イ) 加 盟 者

	資 本 金	拂込資本金	配當率(昭和七年上半期)	備 考
△揖斐川電氣株式會社	五、五〇〇、〇〇〇	四、三〇二、八五二	無配當	
九州電氣工業株式會社	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	四分	
△京都電燈株式會社	五二、〇〇〇、〇〇〇	四五、八七六、六七〇	八分	
昭和工業株式會社	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	無配當	製造休止中



△昭和肥料株式会社	一五、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	無配當	七〇
△大日本人造肥料株式会社	三六、二五〇、〇〇〇	二六、八〇〇、〇〇〇	無配當	
大北工業株式会社	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	無配當	
△中央電氣株式会社	二二、〇〇〇、〇〇〇	一二、二五〇、〇〇〇	八分	
株式会社電氣興業所	一七五、〇〇〇	一七五、〇〇〇	無配當	
△秩父肥料株式会社	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	無配當	
新潟電氣工業株式会社	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	無配當	
△中越電氣工業株式会社	一、〇〇〇、〇〇〇	八七五、〇〇〇	無配當	
△盛岡電燈株式会社	一四、三八〇、〇〇〇	一一、〇九八、九〇〇	無配當	
山形電化工業所	(個人企業)	約五〇、〇〇〇	—	製造休止中
株式会社鐵興社	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	無配當	同
日本沃度株式会社	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	無配當	
△電氣化學工業株式会社	二八、〇〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	無配當	
△植田水力電氣株式会社	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	無配當	
△北越水力電氣株式会社	一〇、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	八分	
加納鐵山炭灰工場	(個人企業)			
△日本窒素肥料株式会社	九〇、〇〇〇、〇〇〇	五六、二五〇、〇〇〇	八分	

(ロ) 非加盟者

魚津カーバイド製造所	(個人企業)			
△信越窒素肥料株式会社	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	製造廢止
△大同肥料株式会社	三、〇〇〇、〇〇〇	二、五二〇、〇〇〇	—	販賣廢止
△印は兼業者				

右表の如く全國炭灰石灰共販組合の加盟者十六社中カーバイド專業會社は八社であり、残りの八社は電燈、電力、又は化學肥料の兼營會社である、又未加盟會社八社の中カーバイド專業者は僅かに二社に過ぎない、尙加盟者中三社は昭和八年五月三十一日迄カーバイド製造を休止中であり、又未加盟者中信越、大同の二社はカーバイドの製造又は販賣を廢止したるに因り共販組合理事會の承認を経て圓滿に同組合より脱退したるものである。

今カーバイドの生産高及び販賣高を組合加盟者及び非加盟者別に示すと左の如し。

(イ) 生産高	昭和五年		昭和六年		昭和七年		
	加盟者	二五六、一四四〇 九四・〇%	一五八、三〇一 九一・八%	七六、一一〇 三九・四%	非加盟者	一六、五三二 六%	一四、一五九 八・二%
計	二七二、六七六	一六二、四六〇	一九三、三三七				



(ロ) 販 賣 高

	昭和五年	昭和六年	昭和七年
加 盟 者	五七、〇三五 吨	八六・三%	四四、〇三二 吨
非 加 盟 者	九、二六六	一三・七%	一一、二三一
計	六六、三〇一	五五、二六三	七九・七%
			三三、八三五 吨
			二八、〇六九
			四一、九〇四
			五四・七%
			四五・三%

カーバイド生産高中には自家の石灰窒素製造用に供するものをも含む、生産高に於ける加盟者、非加盟者の百分比率と販賣高に於けるものとの趨勢を異にするのは主として之が爲めである。又販賣高に於て昭和六年度に非加盟者の割合の増加を見たのは主として電氣化學社の組合脱退に因る。

統制協定の内容

全國炭灰共販組合の統制事業の概要を記すと左の通りである。

(一) 出荷數量割當に關する協定

現在の生産能力は前述の如く頗る過剰なので、大體需要額に匹敵する内地供給總數量を定め、之を其の能力に應じて各社に割當て該數量を越ゆる出荷を爲さざることとして居る。昭和七年六月より八年五月迄一ヶ年間に於ける販賣基本數量は三七、一一〇 吨である。尙小規模の會社に對して其の苦痛を察し割當數量を比較的多くして制限率を緩和してある。

(二) 共同販賣に關する協定

組合員の製品は總て共販組合に於て之を引受販賣する、而て組合の引受價格並に販賣價格は組合理事會に於て協議決定する。

(三) 販路に關する協定

全國を東部、關西、西部の三箇の販賣區域に分ち各地方毎に夫々特定の販賣店を定め、之に對し當該區域内の一手販賣を委託する。

(四) 増産設備の禁止に關する協定

組合員は販賣を目的とする設備の増設又は新設を爲し得ない、之は昭和七年六月新に協定したところである。

(五) 製品の規格に關する協定

従來亂雜不統一であつた製品の規格を統一すると共に、製品の包装に付ても明細なる規定を設けて之を實施して居る。

(六) 組合脱退の禁止に關する協定

昭和七年六月規約の一部を改正し、組合員は組合存續期間中は組合を脱退することを得ないこと



した、但し事業の廢止、讓渡又は貸與に因り脱退せんとする場合に限り、理事會の承認を得て脱退することが出来るが、此の場合には事業繼承者をして該組合員の權利義務一切を繼承して、組合に加盟せしめる責任があることとした。

從來電氣化學社は共販組合成立以來、之に加盟し來つたのであつたが、主として販賣の方法に關し共販組合と意見の扞格を來したものの如く、昭和七年五月突如組合を脱退する旨を聲明し、爾來組合外に立つて自由行動を採つて居る、兩者間の調停に付ては人を介して、居中斡旋も數回に涉り試みられたが解決を見るに至らず、共販組合側に於ては遂に産業統制法第二條に基き、單に電化社のみならず、未加盟者全部に對して組合の統制に依らしむべき旨申請するところがあつた。

然るに其の後湯水に基く電力不足の爲めの製品不足、肥料界好調に因る石灰窒素に變成せらるゝ數量の増加、其他一般に景氣好轉の影響を受けて、カーバイド市價も強氣含みとなり、業界の情勢必ずしも數ヶ月以前と其の趣を同うせざるに至つた、組合側對非加盟者側間に於ける紛糾も未だ最後の解決を見るに至らない次第である。

### 市價の變動

カーバイドの重要産業に指定せられた以後に於ける價格は左の通りである。

C塊一罐 正味二二、五冠入

昭和六年十二月	一、〇一
昭和七年一月	一、〇八
同 二月	一、二〇
同 三月	一、二四
同 四月	一、三〇
同 五月	一、三一
同 六月	一、一五
同 七月	一、〇六
同 八月	一、〇二
同 九月	一、〇四
同 十月	一、一四
同 十一月	一、二六
同 十二月	一、四八



## 七、硫酸製造業

七六

### 斯業の概況

硫酸は硫化鉱石又は土硫黄を燃焼して亞硫酸ガスを發生せしめ、之を硝酸ガスに依り酸化させて製造するのであつて、過燐酸石灰、硫酸アンモニア等重要化學肥料の製造を始め、鹽酸、硝酸、醋酸等の製造又は染料、人造絹糸等の製造を使用せられ、缺く可からざる重要工業藥品であることは茲に贅言を要しない。

現在我國の同業者は約二十數社存し、其の生産能力は需用額に比し、夙に過剰に陥つて居り、同業者間の販賣競争は從來から可成り猛烈であつた。従つて市價の慘落は甚しく業界の統制は急務と見られて居たが業者中專業者は極めて少く、一般工業藥品、化學肥料等を兼營し、或は製煉業を本業とする等兼業者が大部分なので、全國を一丸とする統制の確立は仲々難しく地方別に漸次統制が樹立されて來た。

現在に於ても斯業の統制は大體關東及關西の兩地方に分たれ、二地方間には相互に販路を侵さざる旨の販路協定と、中間地たる名古屋地方に對する製品の供給數量に付て協定が存する。

同業者の資本金等は左の通りである。

### (加盟者)

會社名	資本金	拂込資本金	配當率 (昭和七年上半期)
大日本人造肥料株式會社	三六、二五〇、〇〇〇 <sup>円</sup>	二六、八〇〇、〇〇〇 <sup>円</sup>	無配當
東京硫酸株式會社	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	七分
日東硫酸株式會社	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	無配當
新潟硫酸株式會社	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五分
日本硫酸株式會社	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	無配當
日本曹達株式會社	三、六〇〇、〇〇〇	二、一六三、三五五	八分
ラサ島燐硫株式會社	七、五〇〇、〇〇〇	五、五五〇、〇〇〇	無配當
南海晒粉株式會社	一、三五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	三分三厘
大阪製煉株式會社	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五分
大阪アルカリ土地株式會社	一、五〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	無配當
神島人造肥料株式會社	一、〇〇〇、〇〇〇	六二五、〇〇〇	八分
帝國人造肥料株式會社	一、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	無配當
大阪晒粉株式會社	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	六分
福硫曹株式會社	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八分

七七



(非加盟者)

大日本特許肥料株式会社	二、五〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	
北越水力電氣株式会社	一〇、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	八分
株式会社住友肥料製造所	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇	無配當
株式会社多木肥料製造所	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	無配當
三井鑛山株式会社	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六二、五〇〇、〇〇〇	五分
大阪硫酸製造所	(個人企業)		
株式会社彦島製煉所	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	無配
(三成鑛業株式会社)			
日本窒素肥料株式会社	九〇、〇〇〇、〇〇〇	五六、二五〇、〇〇〇	八分
日本染料株式会社	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	六分

最近に於ける硫酸の生産高及販賣高は左の通りである。

(イ) 生産高

加盟者	昭和五年	昭和六年
非加盟者	昭和五年	昭和六年
計	昭和五年	昭和六年

(ロ) 販賣高

加盟者	昭和五年	昭和六年
非加盟者	昭和五年	昭和六年
計	昭和五年	昭和六年

統制の内容

A、關東地方

大正八年六月、大日本人造肥料と東京硫酸の二社の協定に依り、硫酸販賣株式会社と稱する共販會社が組織せられ、兩社の製品は總て此の販賣會社をして販賣せしむることとなつた。

次いで同年十月に至り新潟縣及其の附近に對する製品の供給に關し、右の販賣會社と新潟硫酸及日本硫曹の二社間に大要左の如き統制協定の締結を見た。

- (一) 硫酸の販賣價格及數量は兩者協議の上之を決定すること。
  - (二) 新規注文は相互に協議の上處置すること。
  - (三) 需要の増減に伴ひ協議の上生産調節を行ふこと
- 尙其の後販賣會社が中心となり、大日本人造肥料以下の五社を以て協議會を組織し、隨時販賣數量、



販賣價格並に販路に關する協定を行ひつゝあつて、昭和四年日本曹達株式會社が硫酸の製造を開始すると共に、同社の製品は販賣會社に於て取纏めた上、新潟硫酸、日本硫曹及販賣會社の三社で各其の三分の一を引受け販賣することに決定した。

關東地方に於ける協定非加盟者としては、大日本特許肥料及北越水力の二社が有するが、能力から見ると關東地方に於ける總生産能力（五十度硫酸日産能力）中、協定加盟者の分は約八割五分を占むるに對し、非加盟者の分は約一割五分に過ぎない。

B、關西地方

大正十二年、ラサ島燐礦以下九社の協定に依り、關西硫酸販賣株式會社設立せられ、左の要旨に依り製品の共同販賣を実施して居る。

- (一) 各社が其の關西工場に於て製造したる製品は自家用に消費する分を除き、全部之を販賣會社に賣渡す。
- (二) 販賣會社は毎月翌月各社から買受くべき硫酸の數量及種別を豫定し、之を一定の比率に依り各社に割當てる。
- (三) 販賣會社は其の引受販賣する硫酸の需給を調節するが爲めに各製造會社の生産率を指定するこ

とが出来る。

關西地方に於ける協定非加盟者としては、住友肥料製造所以下の六社が存し、能力から見ると同地に於ける全生産能力中、協定加盟者の分は約六二%で、非加盟者の分は約三八%である。

市價の變動

最近に於ける市價の變動は左の通りである。

市價六五度二百封度ニ付

昭和六年八月	八、〇〇
同 九 月	七、七〇
同 十 月	七、七〇
同 十一 月	七、〇〇
同 十二 月	七、〇〇
昭和七年一月	七、一〇
同 二 月	七、一〇
同 三 月	七、一〇
同 四 月	七、六〇
同 五 月	七、六〇



同	同	同	同	同	同	同	同
六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	昭和八年一月
七、六〇	七、〇〇	七、〇〇	六、八〇	六、八〇	六、八〇	七、〇〇	七、〇〇

# 八、晒粉製造業

## 斯業の概況

晒粉は食鹽水の電氣分解に依て製造せられる、即ち食鹽の電解に依り一方に於ては、苛性曹達液及水素を生ずると共に他方に於ては、鹽素瓦斯を生ずるのであるが、鹽素瓦斯を消石灰に吸収せしめたるものが晒粉である、用途としては主として多く製紙の工程中に於て紙料の漂白に用ひられ、その他綿糸布、人絹等の漂白用としても需用せられる。

本工業は歐洲大戰中外國品の輸入杜絶の爲め異常なる發展を遂げ、多數の新設會社が起されたのであつたが、其の後整理淘汰せらるゝものもあり、現在の同業者は左の各社であつて、其の一年間の生産高約四萬噸と算せられる。

會社名	資本金	拂込資本金	配當率 (昭和七年上期)
日本曹達株式會社	三、六〇〇、〇〇〇 <sub>円</sub>	二、一六三、三五五 <sub>円</sub>	八分
北海曹達株式會社	三、〇〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	無配當
保土ヶ谷曹達株式會社	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	五分



東海曹達株式會社	一、二五〇、〇〇〇	六六二、五〇〇	九分
大阪曹達株式會社	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇六二、五〇〇	八分
大日本人造肥料株式會社	三六、二五〇、〇〇〇	二六、八〇〇、〇〇〇	無配當
南海晒粉株式會社	一、三五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	三分二厘
ラサ島燐礦株式會社	七、五〇〇、〇〇〇	五、五五〇、〇〇〇	無配當
旭電化工業株式會社	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六分
三井鑛山株式會社	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六二、五〇〇、〇〇〇	五分
昭和曹達株式會社	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	一分

前述の如く本工業は、大戦中の事情に刺戟せられて、異常な發展を遂げたのであつたが、大戦の終結と共に其の前途は漸く憂慮すべきものがあるに至つた、是より先、大正七年末、旭電化、關東酸曹、保土谷曹達各社當事者の斡旋に依り同業各社の間に數次の會合を経て、同年十二月末曹達晒粉同業會が組織せられた。

曹達晒粉同業會は原料鹽の問題、關稅の問題等に付て活動するところがあつたが、寧ろ加盟各社の懇親的團體たるの色彩が濃厚であつた、而も晒粉の生産能力は需用に對して過剰であり、同業者間の競争は漸次苛烈となり、業界の統制は焦眉の急務となるに至つた。

茲に於て當業者は大正九年六月、同業者全部を網羅して晒粉聯合會を組織し、生産制限、價格協定及原料の共同購入を行ひ、斯業の不振を打開することゝなつたのである。

爾來生産制限の實行に依り需給の調節を圖り來つたのであつたが、統制の實行は其の間常に必ずしも圓滑なるを得ず、大正十一年十月には一時統制の破綻を生じたこともあつた。而も統制の破綻は當然生産額の増大、市價の崩落となり、其の後大震災に因る混亂等のこともあつて、同業者は再び大正十三年十二月、新規約の下に晒粉の統制を圖ることゝなつた。

昭和六年産業統制法施行せらるゝや、當業者は同法に依る重要産業として指定せらるゝことに依り此の自然的協定を鞏固ならしめんとして、熱心に陳情するところがあつた、同法に依り指定せられたのは、昭和六年十二月であるが、其の後昭和七年中頃より聯合會加盟會社と、共同販賣の實施を計畫し其の共販機關として晒粉販賣株式會社を設立し、同年十一月一日より右販賣會社は營業を開始して居る。

統制協定の内容

晒粉聯合會の行ふ生産制限は大體左の要領に依つて之を實施して居る。

- (一) 先づ各會員の設備其の他の必要事項に基いて生産能力を査定し、該能力を基準として各會員の







月一日より右販賣會社は營業を開始したこと前述の通りである、晒粉販賣株式會社は資本金二十萬圓（全額拂込済）であつて聯合加盟の各社（大阪曹達、三井鑛山の二社を除く）を株主として居る、各製造會社は其の製造に係る晒粉の全部を新會社に販賣し、自ら晒粉の賣買を爲し得ないことになつて居る、販賣會社の買受價格並に販賣價格は生産費及需給の關係を考慮し、隨時製造會社と協議決定することになつて居る。

**市價の變遷**

最後に統制法に依る指定以後に於ける晒粉の市價を示すと左の通りである、尤も之は主として綿糸布等の漂白用に用ひらるゝ優良の製品の一般市價であつて、製紙用に用ひらるゝものは品質も劣り價格も低額である。

（三五%モノ百封度ニ付）

昭和六年十二月	三、〇〇
同 七年一月	三、〇〇
同 二月	三、五〇
同 三月	三、二〇
同 四月	三、一〇

同 五月	三、一〇
同 六月	三、〇〇
同 七月	三、〇〇
同 八月	三、〇〇
同 九月	三、〇〇
同 十月	三、〇〇
同 十一月	四、三〇
同 十二月	四、五〇
同 八年一月	四、五〇



## 九、酸素製造業

九〇

### 斯業の概況

酸素工業は水を電気分解し或は空気を壓縮冷却して酸素を分離し、之を採集する工業であつて分離された酸素は壓縮充填の上市場に提供され、醫療、潜水等に極めて少量使用される外大部分は工業用就中主として熔接、熔斷に使用される。現在酸素の年産額は約三百萬圓で運搬の關係上輸出も輸入もない。内地に於ける酸素製造業者は次表に示す如く、明治四十二年設立の日本酸素株式會社を初め二十三社四十二工場あり、其の投下資本額は兼業者多き斯業に於ては稍正確を期するに困難なるも約一千二百萬圓と見られる。

會社名	資本金	拂込資本金	工場數	配當率(七年上期)
合資會社三省社	—	—	二	—
北海酸素株式會社	一五〇,〇〇〇	一一二,五〇〇	一	五分
日北酸素株式會社	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一	—
日本酸素株式會社	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	六	五分
東洋酸素株式會社	五〇〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	一	三分

保土谷曹達株式會社	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	—	五分
横濱酸素興業社	個人經營	—	—	—
田邊酸素株式會社	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一	無配當
小松川酸素合資會社	五三,〇〇〇	五三,〇〇〇	一	無配當
横須賀酸水素株式會社	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一	無配當
名古屋酸水素株式會社	五〇〇,〇〇〇	二九〇,〇〇〇	一	無配當
豊崎酸水素株式會社	二五〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一	無配當
大阪酸水素株式會社	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一	五分
帝國酸素株式會社	二,四〇〇,〇〇〇	二,四〇〇,〇〇〇	二	五分(豫定)
合同油脂グリセリン株式會社	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一	無配當
筑豊酸素株式會社	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	一	八分
宇島酸素株式會社	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一	無配當
九州電氣工業株式會社	一,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	二	四分
福岡酸素株式會社	三〇〇,〇〇〇	二八二,〇〇〇	一	無配當
因島酸素株式會社	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一	無配當
日本窒素肥料株式會社	九〇,〇〇〇,〇〇〇	五六,二五〇,〇〇〇	二	八分
大日本人造肥料株式會社	三六,二五〇,〇〇〇	二六,八〇〇,〇〇〇	一	無配當
大日本合成化學工業株式會社	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一	五分

九一



斯業の統制

斯業は近年生産能力の過剰の結果競争激しく、大戦當時一立方米一圓四、五十錢であつた市價は昭和四年頃から四、五十錢に低落し、昭和五年に及び十錢臺に暴落するに至つて業界は極度の苦況に沈淪することゝなつた。

仍つて此の難局を打開するが爲め當業者は業界統制の必要を痛感するに至り、昭和五年四月全國の酸素業者を網羅して酸素全國聯合會を組織し、同年十二月右聯合會の決議により全國を關東、關西、東北、東海、北海道及び九州の六地方に分ち、東北地方を除く他の五地方に共同販賣の協定を締結し東京、大阪、神戸、名古屋、北海道及び九州の六地方、酸素共同事務所を設け昭和六年二月から其の實行に移つた。今各地方共同事務所加盟者を列擧すれば左の如くである。

東京地方酸素共同事務所

- 日本酸素株式会社
- 保土谷曹達株式会社
- 田邊酸素株式会社
- 横須賀酸素株式会社
- 名古屋地方酸素共同事務所

東洋酸素株式会社

- 横濱酸素興業社
- 小松川酸素合資会社
- 帝國酸素株式会社

名古屋酸素株式会社

- 日本酸素株式会社
- 帝國酸素株式会社
- 大阪地方酸素共同事務所

豊崎酸素株式会社

- 日本酸素株式会社
- 大阪酸水素株式会社
- 帝國酸素株式会社
- 神戸地方酸素共同事務所

×泉尼酸素製造所

○日本酸素株式会社

合同油脂株式会社

- 帝國酸素株式会社
- 九州地方酸素共同事務所

筑豊酸素株式会社

- 日本酸素株式会社
- 宇島酸水素株式会社
- 福岡酸素株式会社
- 北海道地方酸素共同事務所

九州電氣工業株式会社

○帝國酸素株式会社

- 合資会社三省社
- 日北酸素合資会社

北海酸素株式会社

○帝國酸素株式会社

備考

一、○印あるは二ヶ所以上の事務所に屬するものである。



二、大阪地方酸素共同事務所に属する泉尾酸素製造所は現在酸素製造を行はず他社の製品を譲受けて販賣して居る。

尙北海道に存する三省、北海及び日北の三社は昭和六年二月より別に生産協定を締結して三酸事務所を設けて北海道地方に於ける生産制限を實行する事となつた。

以上の外因島酸素、大日本人肥、日本窒素肥料、日本合成化学社等は表面上酸素共同事務所には加入しては居ないけれども、何れも加盟會社と連絡あり、従つて斯業に於ける統制團體は事實上營業者全部を網羅し居るとも云ひ得られよう。尙最近理化学研究所の製造にかゝる酸素は全部小松川社に於て引受販賣することゝなつた趣である。

尙最近に於ける爲替安は元來輸出に適せざる斯業には容器の騰貴を來した以外直接の影響は認められぬが、インフレーション政策は軍需工業を中心とする諸工業の活況の爲め斯業にも除々に好影響を及ぼしつゝある。此の事は市價の騰貴の點よりは寧ろ次表に示す如く數量の増加に於て認めることが出来る。而して生産能力の割に生産高が案外少いのは、斯業の特異性をなす容器の關係に依るものである。

東京地方酸素共同事務所酸素賣上実績調

昭和七年一月

一二〇、一七一立方米

同	二月	一四二、六四五
同	三月	一六四、二九五
同	四月	一四四、一〇九
同	五月	一五五、〇一九
同	六月	一四七、一三三
同	七月	一四八、九九四
同	八月	一六〇、六〇八
同	九月	一七五、七〇二
同	十月	一九二、六九二
同	十一月	一八八、二九〇
同	十二月	二〇七、〇三二

協定の内容

前記の如く酸素製造業の統制は全國を數地方に分ち、各地方毎に販賣協定を締結して居るのであるが、今一例として東京地方に於ける統制協定を略記すれば左の通である。

- (一) 東京地方に於ける酸素市場統制の爲め東京地方酸素共同事務所と稱する統制機關を設け之に統制事務の主務者及び各社の代理人一名宛を置く。



- (二) 協定各社は協定地域外の酸素使用者又は之に轉賣する酸素營業者に對し同社製造の酸素を販賣することを得ない、而して協定會社が東京地方の區域内に於て消費せらるべき酸素の注文を受けたる場合は其の都度全部之を共同事務所に移す義務がある。
  - (三) 共同事務所は毎日協定會社より移送する注文と購買者よりの注文とを取次ぎ別に定むる各社の販賣比率に比例して注文を各社に配分し夫々瓦斯を供給せしむる。
  - (四) 協定會社は共同事務所より指圖があつたときは相當の期間内に酸素を供給する義務がある。
  - (五) 東京地方の各地に於て協定各社が販賣せんとする酸素の賣價は各社の代理人が協議した上事務所主務者に於て之を決定する。
  - (六) 共同事務所は一箇月毎に其の月中に於ける販賣平均單價を算出し之に各社の所定販賣比率に相當する立方米數を乗じて各社の分配額を定める。
- 各社は右の分配額に基き其の受領したる販賣代金の中から超過額を他社に支拂ひ若くは不足額を他社より受領する。
- (六) 各協定會社の責任者は氣體たると液體たるとを問はず協定地域内に於て協定會社全體の同意無くして新に酸素の製造會社を創設し或は此の種の新設會社に關係するを得ない。

生産高、販賣高及び市價  
 昭和五、六、七年度生産高並に販賣高及び重要産業統制法による指定前後の市價は左の通りである。

(イ) 生産高及び販賣高

	昭和五年	昭和六年
生産高	八、一四、四七〇	八、一八、九七二
販賣高	七、二二、〇六二	七、四八、六五六

(ロ) 市價

年月	東京市場一立方米ニ付
昭和六年八月	〇・二九七
同 九月	〇・二九六
同 十月	〇・二九六
同 十一月	〇・二九七
同 十二月	〇・三二〇
昭和七年一月	〇・三二六
同 二月	〇・三二四



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	同
〇・三二七	〇・三二三	〇・三二六	〇・三二八	〇・三三一	〇・三二七	〇・三二六	〇・三二四	〇・三二五	〇・三二六	〇・三二六

## 十、硬化油製造業

### 斯業の概況並に統制

硬化油は油脂に水素を添加し硬化工程を経て製造せられ、主として洗濯石鹼の原料に供せられる。硬化油の年産額は七百五十萬圓にして、一年の生産能力は約九六、〇〇〇吨である。而して斯業の生産能力は近年遙に需要額を凌駕するに至り、同業者間の販賣競争は頗る苛烈となり、爲めに其の市價は慘落を續け業界は甚しき苦況に陥つたので、昭和三年三月同業者相寄り販賣協定を締結し、内地向出荷並に海外輸出を統制することゝなつた。然るに昭和四年に至り海外輸出の統制に關し各社間に意見の相違を生じ、遂に同年五月右の販賣統制は解散の已むなきに至つた。解散直後に於ける各社間の競争は極めて激烈であつたが、昭和四年の八月合脂同油と旭電化の二社が協定を締結して、其の全製品を東京硬化脂販賣會社と謂ふ共販會社を通じて販賣することゝし、他面大阪酸水素、日本曹達等の各社も間接に市價維持に努力した結果、業界は稍々安定を見るに至つた。

然し當業者は斯業安定の爲め同業者全部の結束による統制の確立の必要を痛感し、昭和六年九月、日本硬化油同業會と謂ふ統制團體の設立を見るに至り、之に應じて東京硬化脂販賣會社は本同業會の



販賣機關となつた。日本硬化油同業會は硬化油製造業者全部を網羅してゐるが、其の加盟者は次表の通りである。

會社名	資本金	拂込資本金	工場數	配當率(七年上期)
合同油脂株式會社	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	二	無配當
旭電化工業株式會社	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一	年六分
ベルベツト石鹼株式會社	一、五八五、〇〇〇	一、五八五、〇〇〇	一	同
大阪酸水素株式會社	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一	同五朱
北海油脂工業株式會社	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一	年一割
日本曹達株式會社	三、六〇〇、〇〇〇	二、一六三、三五五	一	同八分
合資會社山榊硬化油製造所	五〇、〇〇〇	—	—	—

備 考 外に株式會社三省社あるも同社は昭和五年四月以來休業して居る。

尙東京硬化油脂販賣會社は朝鮮に在る朝鮮窒素肥料株式會社の製造に係る硬化油(月額六〇〇吨)の販賣をも引受けて居り、茲に斯業統制は益々其の基礎を固めた次第である。

斯業に於ける統制は業界の安定に對し顯著なる効果を擧げ、慘落せる市價は漸次回復を見るに至つた。今硬化油並に他の石鹼の主要原料たる椰子油及び牛脂に付市價の變遷を示せば次の如くであつて、最近に於ける價格の騰貴は爲替關係が與つて力ある事をも見逃すことは出来ない。

時期	硬化油	牛 脂	椰子油 (單位百斤)
昭和六年十一月中旬	九・六〇	一三・二〇	一〇・九〇
同 十二月中旬	一〇・八〇	一三・八〇	一四・〇〇
昭和七年 一月中旬	一一・七〇	一五・五〇	一五・三〇
同 二月中旬	一一・七〇	一六・九〇	一六・三〇
同 三月中旬	一三・二〇	一八・五〇	二〇・〇〇
同 四月中旬	一三・二〇	一六・八〇	一九・〇〇
同 五月中旬	一二・六〇	一七・八〇	一七・九〇
同 六月中旬	一二・〇〇	一五・五〇	一五・七〇
同 七月中旬	一二・〇〇	一九・三〇	一五・三〇
同 八月中旬	一三・二〇	一九・二〇	一六・六〇
同 九月中旬	一五・〇〇	二二・四〇	二一・〇〇
同 十月中旬	一五・〇〇	二一・四〇	二一・一〇
同 十一月中旬	一六・八〇	二四・〇〇	二二・八〇
同 十二月中旬	一六・八〇	二二・三〇	二三・六〇
昭和八年 一月中旬	一六・八〇	二一・九〇	二三・四〇

市價が上向傾向を續けると共に一方、出荷高も日本硬化油同業會が事業を開始したる昭和六年十一



月以後増加の傾向を續けてゐる。

硬化油販賣高

昭和六年十一月	一、八八六
同 十二月	二、三七二
昭和七年一月	三、四一六
同 二月	三、三〇九
同 三月	三、四六八
同 四月	二、九九五
同 五月	二、八八三
同 六月	二、九七一
同 七月	三、九五八
同 八月	四、七四九
同 九月	四、一四一
同 十月	三、四三〇
同 十一月	三、三四三
同 十二月	三、三一

又爲替安による輸出の増進も大いに見るべきものがある。

硬化油輸出高

昭和五年	二〇、五四四、九三九	三、九八七、一二五
同 六年	二一、七四九、五〇六	二、九九七、三四三
同 七年	三五、一五六、一七〇	四、二二一、四〇七

協定の内容

前述の如く硬化油製造業の統制團體は昭和六年九月成立の日本硬化油同業會であるが、其の協定内容は主要次の如くである。

(一) 生産協定

イ、會員は其の販賣用たると自家用たるとを問はず今後三年間現在以上に増産設備を爲さざること。

ロ、前項に拘らず増産設備を爲したる場合は設備完成後三ヶ年間其の製造量に對し一定率の大なる制限を課する。

(二) 販賣協定

イ、先づ各社の國內市場（朝鮮、臺灣を含む）に販賣すべき數量を定める。

ロ、前記數量を内國市場に於て消化し得ざる場合に於ては其の過剩數量は共同輸出を行ふ。







# 十一、セメント製造業

## 斯業の概況

我國に於けるセメント製造は明治四年内務省土木寮がセメント工場を創設したのが其の濫觴である。次いで明治十六年に至り淺野總一郎氏が右政府の工場の拂下を受けて製造を開始したのが民間に於ける最初のものである。明治の中葉迄は相當輸入を見たが、大正時代に入るや全然之を驅逐し今日では却つて年約三百萬樽の輸出を見るに至つた。民間に於ける各會社の拂込資本額は約一億四千萬圓を超へ一ヶ年の生産能力は約七百萬瓩に達する。セメントは文化的商品として其の需要は文化の進展と共に増加するものである。即ち之を實際に付て見るも大正元年以來年に一割位宛の増加を示してゐる。大正十年以來の内地需要高及び輸出高を示すと左表の如し。

内地需要高表

大正十年	八、一〇〇、〇五〇樽
同 十一年	一〇、三〇〇、四二五
同 十二年	一一、七四四、四六二
同 十三年	一二、〇一五、九五五

輸出高表

同 十四年	一三、三八二、一九七
同 十五年	一六、七三三、八四〇
昭和二年	一八、八〇三、〇八〇
同 三年	二〇、五六五、六二四
同 四年	二一、七八六、〇七三
同 五年	一九、一〇三、八六五
同 六年	一七、八四一、五八三
同 七年	一九、二六二、五八三
大正十年	一六八、七五五瓩
同 十一年	一二六、四六八
同 十二年	三九、四二七
同 十三年	一九〇、八〇二
同 十四年	二二〇、一八〇
同 十五年	三二八、一四一
昭和二年	三三一、一七二
同 三年	三四〇、八四二
同 四年	四四六、八一〇



同	同	同
五年	六年	七年
五八九、六四五	五二〇、二一三	四四九、〇七五

最近に於ては時局匡救土木事業の實施、所謂インフレーション景氣の擡頭等に因り需要も漸次増加の傾向に在る、昭和七年に於ける月別内地出荷高を示せば次の通りである。

内地出荷高

昭和七年一月	二一三、七六九	前年同期比	増一・七八
同 二月	二四六、四七四	増	三・四九
同 三月	二九一、三六六	減	〇・五一
同 四月	二六四、三六八	減	〇・五九
同 五月	二九〇、六七三	減	〇・八三
同 六月	二二六、九六〇	減	〇・一四
同 七月	二四一、四八八	増	一・〇一
同 八月	二七四、八一九	増	〇・六一
同 九月	二九一、二八七	増	〇・三一
同 十月	三四九、〇八二	増	二・一五

同	十一月	三二〇、三六四	増	二・一四
同	十二月	三一〇、四八五	増	一・九六
合 計		三、三二一、一三五		

次に輸出であるが爲替安に乗じて大いに増加すべく思はれ、現に昭和七年度月別輸出高を見れば左表の如く八月以降は漸次増加を示してゐるが、昭和七年度の輸出高合計は昭和五及び六年度に比すれば可なり減少してゐる。尙現に輸出組合の結成が當業者間に計畫されてゐるが、其の成立の曉は相當の成績を擧げ得るであらう。

昭和七年度セメント輸出高

昭和七年一月	二九、九四七
同 二月	三一、七六七
同 三月	二四、五八四
同 四月	二九、七三八
同 五月	三一、五一〇
同 六月	二六、六七五
同 七月	三四、一六四
同 八月	四一、八一四



同	九月	四二、〇二二
同	十月	四一、五六二
同	十一月	五六、九二九
同	十二月	五八、七六三
合	計	四四九、〇七五

昭和五、六、七年輸出高

昭和	五年	五八九、六四五	一〇、〇六七
同	六年	五二〇、二一三	九、〇八九
同	七年	四四九、〇七五	八、五四六

斯業の統制

セメントの需要高が近年逐次増加の趨勢に在ることは前述の通りであるが、其の生産能力は各會社の新設擴張により次第に増加し生産過剰になるに至つた。此の事は延いて同業者の販賣競争を惹起し市價は慘落するに至つた。依つて同業者は斯業統制の必要を痛感し大正十三年同業者中十數社の協定に依りセメント聯合會が設立せられ、生産制限及び販賣協定を実施することゝなつた。

所が右の協定中生産制限は實施せられたが、販賣協定の方は餘り勵行せられず加ふるに震災後の復興事業と大電力會社の工事施行に依る需要の増加の爲め盛に事業の擴張が行はれ、斯業の能力過剰は

益々甚しくなつた處へ昭和五年度に於ては金の輸出解禁、世界的不況等の打撃を受けたので斯業は需要の激減、市價の暴落に依り數度の限産擴張（後掲生産制限率参照）も甲斐なく極度の苦況に陥つた。

仍つて當業者は販賣統制の必要を痛感するに至り、昭和五年十一月聯合會加盟者と同一の構成員を以て全國を北海道、東北、北陸、關東、中京、大阪及び九州の七地方に分ち、各地方毎に販賣協會を組織して販賣の純制を實施するに至つた。此の販賣協會は各々獨立して其の統制事業を行つてゐるものであるが、別には是等の統轄並に研究機關としてセメント販賣協會統制會が創立せられた。

此の販賣協會の統制事業は業界の安定に對して顯著なる効果を擧げ、同業者間の競争に依る濫賣が完全に防止さるゝ事となつたので、市價も漸く恢復を見るに至り、更に昭和六年十二月には重要産業統制法の適用を受くる事となり、統制の基礎は益々強固なものとなつた。尙滿蒙への出荷は昭和六年十一月から一ケ年間暫定的に内地向と同様に取扱ふ事として、内地の各販賣協會と同様の性質を有する臨時滿蒙セメント販賣協會なるものを設立したが、昭和七年十一月以後の取扱に付種々紛議があつた。併し結局滿洲國、滿鐵附屬地並に關東州への出荷は特別扱とし是等の地域に對する出荷數量の三割に付補充生産を許容することゝ決定し、滿洲セメント販賣協會が成立した。



今セメント製造業者並に各統制團體加盟者を示せば次の如し。

會社名	資本金	拂込資本金	工場數	配當率(昭和七 年上期)
磐城セメント株式会社	一〇、七〇〇、〇〇〇	九、〇六二、〇〇〇	三	年五分
日本セメント株式会社	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、六八七、五〇〇	二	同六分
豊國セメント株式会社	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	三	無配當
土佐セメント株式会社	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇	一	年五朱
東亞セメント株式会社	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一	無配當
秩父セメント株式会社	一、二〇〇、〇〇〇	四、七五〇、〇〇〇	一	年九分
大分セメント株式会社	一、一〇六、六〇〇	九、三四九、四〇〇	三	無配當
小野田セメント株式会社	三一、〇〇〇、〇〇〇	二一、八三〇、〇〇〇	七	年六分
大阪窯業株式会社	五、〇〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	一	同三分
七尾セメント株式会社	五、〇〇〇、〇〇〇	二、七五〇、〇〇〇	一	同五分
宇部セメント株式会社	七、〇〇〇、〇〇〇	五、〇七五、〇〇〇	一	同八分
電氣化學工業社	二八、〇〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一	無配當
淺野セメント株式会社	一〇六、三一〇、〇〇〇	五三、九八九、三六五	七	年五分
旭セメント株式会社	八〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一	同一分
三河セメント株式会社	一、〇〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	一	同八分
常陸セメント株式会社	七五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	一	無配當

製鐵所

各セメント販賣協會

聯合會員	九州	滿洲	北海道	東北	關東	北陸	中央	大阪
磐城城社	×	○	○	○	○	○	○	○
日本本社	○	○	○	○	○	○	○	○
豊國社	○	○	○	○	○	○	○	○
土佐社	○	○	×	○	○	○	○	○
東亞社	×	○	×	○	○	○	○	○
秩父社	×	○	×	○	○	○	○	○
大分社	○	○	○	○	○	○	○	○
小野田社	○	○	○	○	○	○	○	○
窯業社	○	○	×	○	○	○	○	○
七尾社	○	○	○	○	○	○	○	○
宇部社	○	○	×	○	○	○	○	○
電氣化學社	○	○	×	○	○	○	○	○
淺野社	○	○	○	○	○	○	○	○
旭社	○	○	×	○	○	○	○	○
三河社	×	○	×	○	○	○	○	○



計 一一社 一五社 六社 八社 一三社 一四社 一四社 一四社  
備考

一、○は加入、×は非加入。

二、セメント販賣協會統制會員は聯合會員と全部同じ。

三、現在の非加盟者は常陸セメント及製鐵所である。

斯業は斯くして生産並に販賣の統制を計る一方原價の引下に力を致した。例へば使用石炭量の節減、餘熱利用設備の採用、容器の改良、輸出増進等が擧げられる。其の結果會社の成績も大いに好轉したものと如くである。

### 協定の内容

セメント事業の統制に付ての統制機關は前記の如くセメント聯合會、各地方別のセメント販賣協會並にセメント販賣協會統制會である。

各地方の販賣協會の統制事業の概要を記すと左の通りである。

(一) 會員各社の過去の生産高竝に出荷実績を主とし更に増産及地理的關係をも考慮して各社の出荷比率を定める。

(二) 會員各社は其の出荷実績数が所定の出荷比率に基く割當數に對し過不足を生ぜざる様調節する

義務がある。

(三) 會員の出荷実績は一定期間を一期として精算を行ふ、而して此の場合に於ける過不足數は該期間に於ける割當數の一定率迄を限度とし次期に於て數量を以て之を調節することを許し、若し過不足數が右の一定率を超過する場合に於ては夫々一定の金額を當該會員から醸出せしむる。

(四) 區域内に使用せらるるセメントの引合があつたとき總て之を協會に提出せしめ前記出荷比率に準據して其の引受者及價格を定める。

(五) 區域内各地に於ける標準價格を定める。

次にセメント販賣協會統制會の事業は左の通りである。

(一) 各協會の組織、規約、計算方法、報告様式の特異又は統一に関する審議。

(二) 各協會に於ける出荷比率の改訂變更、交換竝に標準價格の變更に関する審議。

(三) 各協會の出荷監査に關する審議。

(四) 各協會間に於て意見の不一致を生じたる場合又は各協會内に於ける事項にして特に必要と認めたる場合の調停。

(五) 各協會區域内に於て需給の均衡に著しき變動ありたる場合に對する處置竝に各社在庫高調節に



關する審議。

セメント聯合會は此の販賣協會の成立と共に生産制限丈を実施することとなつたのであるが、其の  
実施要領を記すと左の通りである。

- (一) 生産制限率は各社共一率に之を定める。  
但し月産能力六千八百瓩以下の工場に付ては例外がある。
- (二) 生産制限は休轉の方法に依り左記の諸機械の要部を封緘することに依て之を実施する。  
イ、主要原料粉末機  
ロ、燒 窯  
ハ、セメント粉末機
- (三) 各會社間能力の融通並に工場間能力の轉換は自由である。  
尙増産計劃に關し次の如き協定が存する。
- (一) 各會社が増産計劃により新工場を設けたる場合は試運轉終了後一ケ年間當該工場に對し一般制  
限率に其の七割を加重したる制限率を適用する。
- (二) 各會社が既設工場の製造様式を變更し又は既設工場に主要粉碎機又は燒窯の増設、擴大、置換

を爲したる場合は之が爲め毫も工場全體の能力の増加を來さざる場合を除くの外總て試運轉終了  
後一ケ年間當該擴張部に對し一般制限率に其の七割を加重したる制限率を適用する。

最近斯業の活況に刺戟せられて聯合會々員中にも増産計畫の實施を見るものが尠くない。右は原價  
の引下、生産設備の改善等の理由に基くものもあらうけれども、一方高率の限産率と併せ考慮し前記  
増産計畫に對する協定の強化に付て聯合會内に於て協議が進められてゐる。

**生産制限率、生産高、販賣高及び市價**

セメント聯合會成立以來のセメントの生産制限率を示すと左の通りである。

(イ) 生産制限率

大正十三年十一月	二割五分	生産制限
大正十四年一月	二一六時間	操 短
大正十五年一月	二五二時間	同
同 二月	二一六時間	同
同 三月	三割八分	生産制限
同 七月	三割四分	同
同 十二月	二割	同
昭和二年四月	一割五分	同











明治四十年代に入つては、日露役前に比し能力は約十二倍に達し、供給高も約四割七分を占むるに至つた。茲に注意すべきは右の發展は小麥粉の需要増加に依るものではなくして、國家が斯業保護の目的を以て關稅を改正したことに基いてゐる事である。従つて日露役終熄後は、工場亂設の後に來る生産過剰に依る反動期を迎へなければならなかつた。此の期に於て大いに製粉會社の整理が行はれたのであるが、歐州大戰を期として斯業も再び大發展を遂げ、機械製粉は供給高の八割五分迄を獨占することとなり、輸入粉に至つては問題とするに足りなくなつた。

然るに大戰終熄と共に群小會社の亂設に基く能力の大過剰は、再度の反動整理を繰返すの已むなきに至り、大分淘汰されたが、其の後も斯業の能力増加は已まず、現在に於ける總生産能力は約四萬六千バレルに上り、百バレル以上の會社だけでも約二十社を算し、製造袋數に於ても明治三十年に比すると、實に二百三十倍の大激増に當つてゐる。

### 斯業の統制

扱て、製粉會社の生産能力は上述の如く、異常な發展を遂げたのであるが、次表によつて知り得る如く需要之に伴はず、歐州大戰末期から已に可なりの生産過剰に陥り、近年の不況と共に益々其の勢は増大さるゝに至つた。

年次	内地需要高 千袋	製粉能力 バレル	製粉高 千袋	操短率 %
大正 十年	二七、二五〇	一八、三七〇	二五、七四二	一一七
同 十一年	二九、五七〇	二二、三二〇	二八、一五七	一〇五
同 十二年	三〇、五五〇	二三、八七〇	三〇、〇九八	一〇五
同 十三年	三二、五六〇	二八、三七〇	三二、六七六	九六
同 十四年	三三、五八八	三二、六七〇	三六、四八三	九三
同 十五年	三四、一二五	三八、五二五	三八、三四九	八三
昭和 二年	三四、二二〇	三八、九二五	三六、七〇一	七八
同 三年	三六、四二〇	四五、〇二五	四二、四七八	七九
同 四年	三五、二〇三	四五、七二五	四三、一五九	七九
同 五年	三六、四四八	四五、七二五	四〇、九六二	七五
同 六年	三六、二六六	四七、三二五	四二、〇八八	七四

備考 一バレルは一晝夜四袋の製粉能力を云ひ、一ヶ年の操業日數を三百日と假定して一ヶ年の生産能力を出し、之を以て製粉高を除いたものを操短率とした。

此の生産過剰に加へて金解禁、世界的不況、當業者の販賣競争等に依つて製粉の市價も暴落を來した。茲に於て無統制による業界の攪亂を匡救する爲めに、昭和五年四月、本邦に於ける二大製粉會社たる日清製粉及び日本製粉兩社の協定に依り、製粉販賣組合と云ふ統制團體が組織せられ、次で昭和



六年五月には日本製粉株式会社をして之に加盟せしめて、東部製粉販賣組合を組織し、同年八月には更に木徳製粉所の加盟を見て、九州製粉販賣同盟會の成立となつた。斯くして販賣組合は業界の九〇パーセント迄を其の勢力の下に收め、殆んど完全に近い統制を行ひ、從來の無統制に基く地盤の争奪賣崩し等を避け得ることとなつた。この事は事實昭和五年以來の原料小麥の連續的値下りに際して、粉價の暴落を喰ひ止めるに相當有効であつた事は否めない。而して單に生産販賣の方面のみならず、原料買付に對しても協調ある態度が取られてゐる、即ち内地小麥の出廻りに於て製粉會社が原料確保の必要から争奪戦を行ふことは、原料代の増嵩を來す結果となるので、一社が内麥手當を進める場合は他社は控目にする等である。

昭和六年の十二月製粉業は要重産業統制法の適用を受くる事となり、其の統制を益々強固ならしむると共に、關稅の引上と金再禁止に因る粉價高等に依り斯業は好況を呈してゐる。而して輸出は滿洲國の安定と共に増加を重ね頗る良好である。

小麥粉輸出高

昭和五年	一、九九八、七五八百斤	一四、四七九、六一八四
同 六年	二、二五二、〇一一	九、五一七、二四三
同 七年	三、六九四、八八三	二〇、五三九、〇五〇

昭和七年度月別輸出高表

年 月	月當輸出數量(袋)	同 上(百斤)
昭和七年 一月	三六五、一五一	一三五、二四一
同 二月	五九六、八一三	二二一、〇四二
同 三月	九〇五、五六九	三三五、三九六
同 四月	七三一、七八一	二七一、〇三〇
同 五月	八二三、七六二	三〇五、〇九七
同 六月	九七五、五一八	三六一、三〇三
同 七月	七一六、〇〇〇	二六五、一八五
同 八月	六五二、九六三	二四一、八三八
同 九月	八九四、三五六	三三一、二四三
同 十月	八六五、七九三	三二〇、六六四
同 十一月	一、一九四、一八六	四四二、二九一
同 十二月	一、二五四、二九三	四六四、五五三
計	九、九七六、一八五	三、六九四、八八三

小麥粉製造業者は小規模の者が多數存在して、之等全部を打つて一丸とする統制の確立は仲々困難だが、其の中、日産五百バール以上の能力を有する者は比較的少く、前述の統制に参加してゐる日



清、日本、日東及び木徳の四者を除くと増田及び大阪の二者に過ぎない。  
 而して重要産業統制法も五百バレル以上の製造業者に付適用せられるのである。  
 斯業の統制團體は前述の如く、製粉共販組合（昭和七年八月一日より従來の製粉販賣組合なる名稱を上の如く改む）東部製粉共販組合（昭和七年八月一日より、従來の東部製粉販賣組合を上の如く改む）及び九州製粉販賣同盟會にして統制法の適用ある製粉業者に付、資本金、工場數等を示せば次表の通りである。

會社名	資本金	拂込資本金	工場數	配當率 (昭和七年上半期)
日本製粉株式會社	三、九三七、五〇〇	三、九三七、五〇〇	一一	年八分
日清製粉株式會社	一一、三三〇、〇〇〇	九、四一八、〇〇〇	一一	同
日東製粉株式會社	二、三五〇、〇〇〇	二、三五〇、〇〇〇	四	年一割
木徳製粉所	—	—	—	—
増田製粉所	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	外ニ特別配當一割五分 年八分
大阪製粉株式會社	五〇〇、〇〇〇	—	—	外ニ特別配當年二分

而して加盟者と非加盟者に付生産能力、生産高及び販賣高を示せば次の通りである。

生産能力

加盟者	四〇、八〇〇バレル	九三%
非加盟者	三、一〇〇バレル	七%

生産高

	昭和五年	昭和六年	昭和七年
加盟者	二二、五二五、三八四 八八・五%	二七、六九六、九七八 八八・四%	三〇、四一〇、一六四 九〇・〇%
非加盟者	二、九二三、八九七 一一・五%	三、六四六、四四八 一一・六%	三、三八五、一六一 一〇・〇%

販賣高

	昭和五年	昭和六年	昭和七年
加盟者	二二、七六五、六七一 八八・八%	二七、七一四、七四三 八八・二%	三〇、四六八、一三七 九〇・二%
非加盟者	二、八五九、六五八 一一・二%	三、七七二、一九一 一一・九%	三、三一〇、七八八 九・八%

協定の内容

製粉共販組合の事業は全國に於ける日清、日本兩社品の共同販賣であつて、其の要領は次の通りである。

- (一) 組合員の製品は單獨に販賣することなく、總て組合の手を通じて販賣せしむる。
- (二) 二社の出荷數量の比率を定めてある。



- (三) 組合が二社より買取るべき製品の数量及び買取価格は、毎月協議の上之を定める。  
買取数量の決定は需給の状況を考慮して行はれるから、之で供給制限の目的を達し得る譯である。
- (四) 販賣収入は組合の手数料、其の他の経費を差引きたる後、出荷數量に準じて兩社に按分交付する。

東部製粉共販組合は、東京及び名古屋地方に於ける右二社、並びに日東社の製品の共同販賣を目的とするもので、其の要領は前記製粉共販組合に付て記したのと略同様である。

九州製粉販賣合同盟會の協定の要領を記すと左の通りである。

- (一) 木徳製粉は其の製造に係る小麥粉の全部を、門司支部を経て販賣するを要する。
- (二) 門司支部の買取るべき小麥粉の數量の年額を定める。  
買取數量は、需要額を考慮して決定せらるゝから、之に依り供給制限の目的が達せらるゝ譯である。

- (三) 門司支部の毎月の買取數量及び買取価格は、其の前月に協議の上之を定める。  
**共販組合小麥粉買取數量及び市價**

最後に統制法指定以後に於ける組合の小麥粉買取數量、並びに市價を示せば次の通りである。

昭和六年	昭和七年	買取數量	市價
十二月	十二月	二、一〇五、三四九	二、五三
同	十一月	一、六七八、四一〇	二、八三
同	同	一、四六一、八九六	二、八五
同	同	一、七五七、三六九	二、七九
同	同	一、九四二、七五一	二、七五
同	同	一、九八八、四八五	二、六九
同	同	一、七五三、一九二	二、五〇
同	同	一、八七三、八二五	二、七二
同	同	三、九三七、一五一	三、一七
同	同	三、九三七、一五一	三、四四
同	同	二、〇一六、九六五	三、四五
同	同	一、七五八、五三四	三、六四
同	同	一、四一九、九四六	三、六七



### 十三、二硫化炭素製造業

#### 斯業の概況

二硫化炭素は、硫黄と木炭を原料とする工産品であつて、其の用途は人造絹糸の製造用が大部分を占め、その他殺虫用、ゴム製造用等に極めて少量使用される。

人造絹糸の製法には五、六種あるが、我が國の人絹會社は日本ペンベルグを除くの外、總てヴィスコース法を採用して居り、二硫化炭素は此の製法に於ては不可缺の重要原料である。

我が國に於て本工業に従事する業者は十一社（外に休業中のもの一社、計畫中のもの二社）存し、其の投下資本額は合計約百五十萬圓、製品の産額は年約二千萬封度である。輸入は全然無く、輸出としては支那に對し年十萬封度輸出せられる。

處で本工業は、昭和六年末金の輸出再禁止に至る迄は能力過剰に基く同業者間の濫賣の爲め市價の慘落甚だしく、同業者中には採算償はず休業するものも、二、三社を算すると謂ふ暗澹たる狀況に在つたのである。

同業者は斯る無統制の状態では所詮共倒れの外無きことを自覺し、寄々統制策を協議した結果、昭

和七年四月に至り、日本硫黄以下六社の申合に依り統制協定の締結を見るに至つたのである。

今二硫化炭素の昭和七年中の生産高及び販賣高を組合加盟者及び非加盟者別に示すと左の如くである。

(イ) 生産高	
加盟者	二二、七九〇、三九三封度
非加盟者	五、二二七、七五二
計	二八、〇一八、一四五
(ロ) 販賣高	
加盟者	二一、八二二、八九〇
非加盟者	五、〇三九、〇一五
計	二六、八六二、九〇五

昭和七年十一月、二硫化炭素製造業は、産業統制法に依る指定を受け、同法の適用を受けることとなつたから、今後は同業者の協調と法の監視と相俟ち、業界は顯著なる統制の効果を擧げ得るものと期待せられる。尙從來は同業者間の統制協定は申合せの形式に依れるものであつたが、統制法の適用後、業者は更に統制を強化する必要を感じ、去る十一月中旬、大體に於て前記申合に加盟せる同業



者及び其の他の者をも加へて硫炭同業會と稱する統制團體を設立するに至つた。  
同業者の氏名、資本金等は左の通りである。

會社名	資本金	拂込資本金	配當率 (昭和七年上半年)
日本硫黄株式會社	一、〇〇〇、〇〇〇 円	八七五、〇〇〇 円	優先株一割 普通株五分
帝國硫黄工業株式會社	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	五分
※大 田 廣 輔 (個人企業)	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
關西硫黄工業株式會社	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
昭和二硫化炭素製造所 (個人企業)			
福井縣二硫化炭素製造所 (個人企業)			
東洋硫黄工業株式會社	一〇〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	無配當 (六年度)
關二硫化炭素製造所 (個人企業)			
※安 居 又 治 (個人企業)			
※合名會社東北化學工業所	四、八〇〇	四、八〇〇	一割
※昭和工業株式會社			

※印を附せる者は非加盟者である。

統制協定の内容

今硫炭同業會の規約並びに前記申合書に依り、統制協定の内容を見るに概略左の通りである。

- (一) 販賣價格に關する協定。  
市況の推移に伴ひ、隨時製品の販賣價格を協定する。
- (二) 販路及び販賣數量に關する協定。  
主要販賣先たる、人絹會社を各社に割當つると共に、之に對する各社の月別、出荷數量を協定する。
- (三) 生産設備の増設制限

各社の製造竈は特別の事由ある場合の外、現在以上に増設せざることと定めた、

右の協定中には當時の業界の狀勢に鑑み、生産設備の増設制限を協定して居るのであるが、其の後主要需要先たる人絹業が爲替安の爲め未曾有の活況を呈し、來年度には幾多の増産計畫があり、從つて二硫化炭素の需要も、先行急増の趨勢にあるので、業者は目下此の需要増加に應ずるが爲めの生産設備増設に關し各社の圓滿なる協調を期すべく、適切なる協定の締結を急いで居る。

市價の變動

市價一封度ニ付



昭和六年十二月	六、七〇
同 七年一月	六、四五
同 二月	六、三七
同 三月	六、二七
同 四月	六、〇五
同 五月	六、〇二
同 六月	六、一〇
同 七月	六、〇九
同 八月	六、一四
同 九月	六、三四
同 十月	六、五三
同 十一月	六、六四
同 十二月	六、七〇

### 十四、精糖製造業

#### 斯業の概況

砂糖の種類として含蜜糖、分蜜粗糖、耕地白糖、甜菜糖、精糖等種々あるが、産業統制法に依り指定せられたものは精糖製造業であつて、他の砂糖を含まない。

精糖は原料粗糖を骨炭濾過其の他の方法に依り、脱色精製したものであつて、其の最近の年産額は約六六〇萬擔に上り、内約二六〇萬擔を輸出に振向けて居る。

其の最近四ヶ年間に於ける精糖（輸出向を除く）の需給状態を見るに左の如し。

昭和	生産額	消費額
四年	五、一七四、九一二 <sup>擔</sup>	四、八五二、六七九 <sup>擔</sup>
同 五年	四、四五四、七八八	四、五〇五、二八七
同 六年	四、〇〇六、〇六三	四、〇五六、一九七
同 七年	×一、八一九、五六八	×一、七六三、二〇二

×印は一日より六日までの數字。

又其の輸出額は左の如し。



昭 和 年	數 量	價 額
昭 和 五 年	三、六三七、二九八	二六、七三四 <small>千円</small>
同 六 年	二、六二二、二一一	一四、八六二
同 七 年	× 八一四、四二三	× 四、三二〇

×印は一日より六日までの數字。

一般に砂糖製造業に就ては臺灣領有以來、臺灣總督府の熱心なる助長獎勵政策と、關稅其他政府の保護政策とに依つて、漸次目覺しき發達を遂げて來た。即ち臺灣に於ては明治三十三年、臺灣製糖會社の創立に次で各社の新設を見、島内粗糖工業は漸次發達し來つたが、一方内地に於ける精糖工業に就ても、明治二十九年日本製糖會社の創立あり、其の後合同買収に依つて漸く大をなすに至つたのである。

然るに其の後臺灣に於ける粗糖事業、並びに内地に於ける精糖事業共に會社濫設に因る、生産過剰に依つて糖價下落を來し打撃を被つた。其處で臺灣總督府の斡旋もあり、臺灣の粗糖會社と内地精糖會社との間に協定が結ばれ、臺灣粗糖を内地精糖原料として割當てることとなつたが、やがて又延いて製糖會社全般の共同團體組織の機運を促進し、當業者は明治四十三年十月、臺灣糖業聯合會を組織するに至つた。之が今日の糖業聯合會である。

糖業聯合會は斯業統制の爲め其の事業として需給の調節を行つて居る。所謂産糖協定と稱せらるゝものであつて、即ち毎年國內各社の産糖合計を豫定し、之を一定の比率に依つて各社に割當て、其の不足數量は前年度繰越額を以て補充し、又超過したるものは次年度に繰越し、若くは輸出するものとせらるゝのである。

糖業聯合會は精糖、粗糖双方の事業者を包含して居るのであるが、別に精糖のみに就ては、昭和三年末糖業聯合會加盟者中、精糖製造を爲す六社即ち臺灣、明治、大日本、鹽水港、新高及び北海道の六社の協定に依り砂糖供給組合と稱する、統制團體が組織せられ、當時糖價激落の爲め激烈なる販賣競争の行はれつゝあつた業界の統制を確立することゝなつた。其の後昭和四年、中央製糖も創立と同時に本組合に加入し現在の處、精製糖業者にして本組合に加盟せざるは、昭和五年三月の設立に係る東京精糖一社あるのみである。之を生産能力から謂ふと加盟者は約九十七%を占むるに對し、非加盟者は約3%を占むるに過ぎない。

同業者の名稱、資本金等は左の通りである。

會 社 名	資 本 金	拂 込 資 本 金	配 當 率 (昭和七年上半期)
○臺灣製糖株式會社	六三、〇〇〇、〇〇〇 <small>円</small>	四三、〇八〇、〇〇〇 <small>円</small>	年 一 割



○明治製糖株式会社	四八、〇〇〇、〇〇〇	三四、八〇〇、〇〇〇	一 割
○大日本製糖株式会社	五一、四一六、六〇〇	四〇、一四一、六〇〇	八 分
○鹽水港製糖株式会社	二九、二五〇、〇〇〇	一七、四三七、五〇〇	無配當
○新高製糖株式会社	二八、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇	五 分
北海道製糖株式会社	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	無配當(六年度)
中央製糖株式会社	四、七〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	優先株に對(内四分五厘は) し一割二分(前期不足分補填)
東京製糖株式会社	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	無配當

一三八

**統制協定の内容**

砂糖供給組合の協定事項の概要を記すと左の通りである。

- (一) 原料に關する協定。  
本邦内に供給する精製糖、耕地白糖の原料に外國産糖を使用せざることとし、糖業聯合會加盟會社の所産原糖を一定の比率にて釀出賣買して、組合員たる各社の精糖原料に充つることとして居る。
- (二) 生産制限に關する協定。  
精製糖、耕地白糖の毎年の製造高總數を定め、之を一定の比率に依つて各社に割當てることとし

た。

- 本年の内地向精糖製造豫定高は四二五萬擔であるから、總生産能力から謂ふと約三割の操業を爲して居るに過ぎない。
- (三) 分割製造販賣に關する協定。  
月々の需要高を豫測し、其の需要高に應じて每一ヶ月又は毎數ヶ月の製造高及び販賣高を定め、之を所定の比率に依り各社に割當てる。
- (四) 品質統一に關する協定。  
精糖の品質を統一して一定の等級に分ち、各等級間の値開きを定め、耕地白糖の各社製品間の格差を定めた。
- (五) 製品の包装、斤量に關する協定。  
製品の包装、斤量を統一し從來各社別のマークを附せるを廢して、全製品に組合所定のマークを附することとした。
- (六) 販賣條件に關する協定。  
製品販賣に付現金制、限月制に依ることとし、又受渡場所を限定して受渡場所よりの運賃を買入



負擔とし、特定運賃表に依り運賃を一定した。

此の供給組合の事業は業界の統制に對し、相當な効果を擧げて居るが、尙昭和七年十一月、精糖製造業は重要産業に指定せられたので、今後其の協定は、法の公平なる監視を受くることゝなつた譯である。

### 市價の變動

砂糖は價格騰落の激甚なる商品の一に屬し、過去連年に亘る世界製糖界の不況の結果、糖價は悲惨なる程度にまで激落して居たのであつたが金再禁止、爲替相場下落、關稅増徴等の影響に依り、漸次恢復を見るに至り、殊に最近に於ける諸物價騰貴の趨勢は、國際商品たる砂糖に於て相當顯著なるものがある。今、最近に於ける精糖の市價の變動を見るに大體左の通りである。

二號車糖百斤ニ付

昭和六年十二月	同	同	同	同	同	同
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月
一八、四五	一七、八二	一七、七六	一七、五三	一八、四七	一八、五五	一七、三三

同	同	同	同	同	同	同
五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月
一七、一八	一七、三三	一八、九四	二〇、七一	二二、〇六	二二、七一	二二、七九



# 十五、製鐵業

我國の製鐵事業は政府當局竝に、當業者の慘憺たる苦心と努力の結果明治三十年以來漸次發達し、殊に日露戰役を経て歐洲大戰中異常なる進歩を遂げ、其後更に製鐵業獎勵法の施行、保護關稅の設定等政府の斯業振興に關する各般の施設と當業者の苦心經營と相俟つて急速なる發展を遂げ、最近殆んど、自給自足の域に達したのである。即ち昭和七年中の内地銑鐵生産額は左表の如く、百萬噸を超え（外に朝鮮に於ける生産額は約十五萬噸に達する）内地需要額の約六割一分に達し、之に朝鮮及び滿洲に於ける邦人經營の製鐵所よりの供給額（輸移入額）を加算すれば、需要額の約九割二分八厘に該當して居る。又同年中に於ける鋼材の生産額は左表の如く、二百一十一萬噸を超え、内地需要額の約九割九分を占めて居る。

## 内地鐵鋼材需給表

### (一) 銑鐵

官營	昭和五年		昭和六年		昭和七年(概數)	
	數量	百分比	數量	百分比	數量	百分比
官營	八六五、二六二	五一、六	六四〇、五三〇	四五、四	七三一、二四一	四四、二

生産額	民營	輸移入額					合計	差引	需要額
		滿洲	印度	其他	輸入額				
					小計	合計			
二九六、六三二	一七、七	一、一六一、八九四	六九、三	二七六、八一二	一九、七	二七八、三八二	一六、八	一、〇〇九、六二三	
一七九、一七五	一〇、七	二一四、三七四	一二、八	二四二、一四七	一七、一	三二二、四七六	一九、四	一、〇〇九、六二三	
一二、二八〇	〇、八	一〇五、八二九	二四、三	一五〇、四九一	一〇、七	一一七、八六二	七、〇	一、〇〇九、六二三	
一〇九、四三二	六、六	四〇五、八二九	二四、三	三九九、四四八	二八、二	四四四、四二四	二六、七	一、〇〇九、六二三	
五一五、二六一	三〇、九	一〇九、四三二	六、六	九五、一二七	六、九	二〇五、九五五	一二、四	一、〇〇九、六二三	
一、六七七、一五五	一〇〇、二	一、六七七、一五五	一〇〇、二	四九四、五七五	三五、一	六五〇、三七九	三九、一	一、〇〇九、六二三	
一六九	〇	一六九	〇	一、四一一、九一七	一〇〇、二	一、六六〇、〇〇二	一〇〇、一	一、〇〇九、六二三	
五、二四三	〇、二	五、二四三	〇、二	三四八	〇	五七一	〇	一、〇〇九、六二三	
五、四一二	〇、二	五、四一二	〇、二	二、二〇三	〇、二	九六四	〇、一	一、〇〇九、六二三	
一、四〇九、三六六	一〇〇、〇	一、四〇九、三六六	一〇〇、〇	二、五五一	〇、二	一、五三五	〇、一	一、〇〇九、六二三	
一、六七一、七四三	一〇〇、〇	一、六七一、七四三	一〇〇、〇	一、四〇九、三六六	一〇〇、〇	一、六五八、四六七	一〇〇、〇	一、〇〇九、六二三	

(1) 本表百分比は各年需要額に對する比率である。  
 (2) 官營製鐵所生産額中には東洋製鐵の工場にて製造せる分を含む。



(二) 鋼材

差引	輸出		輸入		生産額		昭和五年		昭和六年		昭和七年(概數)	
	額	移	額	移	計	官	數	百分比	數	百分比	數	百分比
需要額	二、二二〇、四五〇	一〇〇、〇	一、七〇四、四四五	一〇〇、〇	二、三三八、一六九	一、一〇一、〇三〇	九一〇、七一六	四三、〇	六二八、二五四	三六、八	八一六、九九二	三八、三
輸出額	一六九、六六一	八、〇	一五四、四二七	九、〇	四三七、一〇三	二〇、六	四七、六	一、〇三四、六〇四	六〇、七	一、二九九、五六一	六一、〇	
輸入額	二二七、七一九	一一、二	二二三、九六一	一三、〇	六八、〇五八	三、二	九〇、六	一、六六二、八五八	九七、五	二、一一六、五五三	九九、三	
合計	二、二二〇、四五〇	一〇〇、〇	一、七〇四、四四五	一〇〇、〇	二、三三八、一六九	一、一〇一、〇三〇	九一〇、七一六	四三、〇	六二八、二五四	三六、八	八一六、九九二	三八、三

(1) 本表百分比は各年需要額に對する比率である。  
 (2) 官營製鐵所生産額中には九州製鋼の工場にて製造せる分を含む。

主要製鐵所拂込資本金及生産高調

事業者名	工場位置	主なる製品	資本金	昭和七年中生産高(概數)		従業員數	
				鉄	普通鋼材	職員	職工
官營製鐵所	福岡縣八幡市	鉄鐵、各種鋼材	二五、五三三千円	六〇、六九九	七六、九九六	二、六九二	二六、四四八
輪西製鐵株式會社	北海道室蘭市	鉄	一九、〇〇〇	七、五七七	—	八〇	七二
金石鑛山株式會社	岩手縣釜石町	鉄鐵、小形	三〇、〇〇〇	一一〇、三三三	六六、六三三	一、五	一、八五五
日本鋼管株式會社	神奈川縣川崎市	小形、中形、鋼管	一一、〇三五	—	—	三、七三三	二、三三七
富士製鋼株式會社	富山縣新湊	小形	三、〇〇〇	—	—	四、五三三	三〇〇
大阪製鐵株式會社	大阪府大阪市	小形、厚板	一、〇六〇	—	—	四、五三三	三九
東洋製鐵株式會社	福岡縣八幡市	鉄	三〇、六〇〇	一一〇、三三三	—	—	—
九州製鋼株式會社	福岡縣八幡市	厚板、大形	五、〇〇〇	—	—	三、〇六六	—
東海鋼業株式會社	福岡縣若松市	中形、中板	二、三五〇	—	—	四、九六〇	—
三菱製鐵株式會社	朝鮮兼二浦	鉄	二五、〇〇〇	一六二、九九九	—	—	—
株式會社淺野造船所	横濱市鶴見	鉄鐵、厚板	二六、五〇〇	六四、三三三	—	—	—
株式會社神戸製鋼所	神戸市	小形、線材	三〇、〇〇〇	—	—	三、七三三	—
株式會社川崎造船所	神戸市	厚板、薄板	一八、〇〇〇	—	—	一、九七、五五五	—
株式會社住友製鋼所	大阪府大阪市	輪	九、〇〇〇	—	—	九、五三三	—



住友伸銅鋼管株式會社	大阪 市	中形、鋼管	三、〇〇〇	—	四三、八〇八	× 二七	× 六八
株式會社淺野小倉製鋼所	福岡縣小倉市	小形、線材	三、一五〇	—	九〇、七七〇	—	五三
日本鋼業株式會社	福岡縣八屋	薄板	三〇〇	—	二六、四二四	不詳	不詳
徳山鐵板株式會社	山口縣徳山	薄板	二、五〇〇	—	三九、九七三	不詳	不詳
其他		各種		一六、一七五	三〇、五〇八	未詳	未詳
計					一、一七二、五六一	二、〇四三、三〇一	四、六二九
備考							三、二四一

(1) 從業者員數は昭和七年末(製鐵所は昭和七年十一月末、×印は昭和六年末)に於ける製鐵事業に關するもののみなり  
 (2) 東洋製鐵及九州製鋼の兩社は自ら其の製造を爲さず其工場を製鐵所に貸與せるを以て從業者として計上せらるゝものは本表の如く極めて少數なり。

前記の如く、我國製鐵事業の近年に於ける發展は眞に目覺しいものであるが、翻つて斯業經營の内に就いて見ると、其基礎は未だ必ずしも鞏固なりとは謂ふことが出來ない。蓋し我民間に於ける鐵鋼界は世界大戰中の好況時代を除き、大體に於て不況に次ぐ不況に終始し、其間常に低廉なる外國品の輸入に壓迫せられ、採算困難の境涯に喘ぎ乍ら辛うじて今日に及んで居るからである。

唯昭和六年末金輸出再禁止以來爲替相場の低落「インフレーション」政策の實現等に依つて、稍々好調を呈して居るが、其將來は決して樂觀が出來ない。爲替相場が恢復した場合とか、又は爲替相場

は依然低調を續けるとしても、諸物價の騰貴に伴ひ生産原價が騰貴した場合には、再び外國品の壓迫を受けることが明かなるのみならず、現状の儘に推移すれば將來益々増加する需要に對し、低廉且豊富なる鐵鋼の供給を爲すことは極めて困難なことと思はれる。

今鐵鋼材市價の近年に於ける推移を示せば左表の通りである。

鐵鋼材市價調 (適當)

	銑鐵(製鋼用)	丸鋼	厚鋼板
昭和四年上半期平均	四五、四二	九九、八三	一〇六、〇〇
同 下半年平均	四四、一七	八七、六七	九九、八三
昭和五年上半期平均	三八、六八	八二、三三	九〇、七六
同 下半年平均	三二、〇〇	七一、〇〇	七六、五〇
昭和六年上半期平均	二九、七五	五八、一七	六八、〇〇
同 下半年平均	二五、〇二	五六、七五	六六、二〇
昭和七年一 月	—	五九、〇〇	七〇、〇〇
同 二 月	—	六〇、〇〇	七二、〇〇
同 三 月	—	六三、〇〇	七四、〇〇
同 四 月	—	六三、〇〇	七四、〇〇



同	五	月	二五、三一	五五、〇〇	七四、〇〇	一四八
同	六	月	—	五五、〇〇	七四、〇〇	
同	上半期平均		二四、八三	五九、一七	七三、〇〇	
同	七	月	—	五三、〇〇	八〇、〇〇	
同	八	月	二五、六三	五六、〇〇	八一、〇〇	
同	九	月	二六、五二	六五、〇〇	八七、〇〇	
同	十	月	二六、三五	七四、三三	九二、〇〇	
同	十一	月	三三、〇〇	八五、〇〇	九八、〇〇	
同	十二	月	三四、八八	八七、〇〇	一〇三、〇〇	
同	下半年平均		二九、二八	七〇、〇六	九〇、一七	

備考

- (1) 銑鐵市價は銑鐵共同組合（銑鐵共同販賣會社）賣捌平均値段。
- (2) 丸鋼市價は昭和四年は製鐵所先物値段。  
昭和五年乃至七年分は關東鋼材販賣組合實際賣捌値段。
- (3) 厚鋼板市價は昭和四年一月乃至昭和六年二月分は製鐵所先物値段。  
昭和六年三月以降は日本厚板共同販賣組合建値なり。

上記の如き我國製鐵事業の現狀に鑑み、從來各種の振興方策が唱へられたのであるが、其の中最も

根本的で、且つ最も適切なりと認められるものは、事業の合同整理である。之に就いては曩に臨時産業合理局の顧問會議を中心として慎重なる審議が遂げられ、商工省當局に於ても之が實現に必要な諸問題の調査研究に努めて居るのであるが、本問題の實現には諸種の困難なる問題が、伏在して居てそれらの解決が容易に進捗しない爲め、未だ實現を見るに至らないので、斯業統制の方法としては差當り鐵鋼材の生産又は販賣に關する統制協定の實施に依るの外、他に適當なる方策はあるまいと思はれる。商工省當局に於てはかなり以前から此點に着目し、當業者に對して極力統制協定の實行を勸奨して來たのであるが、近年當業者間に於ても合理化機運の擡頭と共に、主要鐵鋼材の生産販賣につき統制を圖らんとする運動が、漸次具體化して來たのである。

殊に昭和五年下半年期以來斯業の不況一層深刻となり、需要の急激なる減退と國際競争の激化に伴ひ内地當業者間に於ても無暴なる競争が行はれるに至り、其儘に推移すれば結局共倒れとなるの虞が濃厚となつて來たので、當業者間に於ては相互の利益を擁護し、其存立を保持する必要上、特に昭和五年下半年期以來主要鐵鋼材全般に亘る統制結成の機運が醸成せられ、其結果現在に於ては銑鐵、合金鐵及び主要鋼材の生産又は販賣に關し、銑鐵共同販賣會社の外、十個の統制團體が出来て居る。之等の統制協定は現在迄の所、夫々相當の成績を擧げて居るのであるが、中には其統制の未だ完壁



を期し難いものが存するのみならず、動もすれば其統制の紊れんとする虞が少くない。所が幸にして昭和六年八月重要産業の統制に関する法律が實施せられ、同法に依つて統制協定の強化を圖る途が拓かれたので、同年十二月他の重要産業と共に製鐵事業も同法に依る重要産業として指定せられたのである。而して現存統制協定は主要製鐵業者間に於て各種鐵鋼材別に結成されて居るので、統制法に依る指定に當つても同法の圓滑なる運用を期する必要上、銑鐵製造業、合金鐵製造業、棒鋼製造業、山形鋼製造業、銅板製造業及び線材製造業の六部門に別ち、且つ其中の或業種については統制範圍内に包括するの要なき小規模の同業者を除外する爲め、或種の制限を附して指定せられたのである。

(一) 銑鐵製造業（高爐を以て常時月額三千匁以上の生産を爲すもの）

銑鐵製造業に関する統制團體は、銑鐵共同販賣會社と稱せられるものであつて、當初銑鐵共同組合なる名稱の下に、銑鐵の製造に要する原料の共同購買、銑鐵の共同販賣を目的として、大正十五年七月内地に於ける製銑業者たる日本製鋼所（現在は當社の製銑事業を繼承せる輪西製鐵會社が之に代つて加盟して居る）釜石鑛山會社及び三菱製鐵會社並に滿洲に於ける、製銑業者たる南滿洲鐵道會社及び本溪湖煤鐵公司の間に組織せられたものであるが、昭和七年八月更に統制の強

化を圖る爲め、組合加盟五社を以て資本金百萬圓の銑鐵共同販賣會社を設立して、九月以降新會社に依り左の如き統制協定を實行して居る。

(イ) 販賣價格其他之に影響を及ぼすべき取引條件に関する協定。

- (1) 加盟各社は銑鐵共同販賣會社に販賣し、會社が市場に販賣する價格は會社に於て指定販賣店の意見を參酌して決定する。
- (2) 共販會社は各銑鐵の販賣代金より販賣上必要なる經費及び自己の收得すべき手数料を控除し、決算期毎に各銑の共同計算を行ひたる金額を買取代金として加盟會社に支拂ふ。
- (3) 共販會社は右買取代金の内拂として加盟會社に對し、一定の金額を支拂ひ置き、決算期末に精算する。
- (4) 共販會社は銑鐵の品質に應じ格付を定め、各級毎に販賣價格の差異を設ける。

(ロ) 販賣數量に関する協定。

- (1) 特種銑、八幡製鐵所向納入銑、朝鮮、滿洲、北海道、樺太及び東北地方に於ける地賣、特定工場自家用として認めたるものを除外せる、本邦市場向販賣銑鐵は總て之を共販會社に販賣する。



- (2) 前號提供數量は共販會社の販賣見込數量に應じ、每期各銑全體として之を定め、該數以上の販賣可能數ある場合は制限を受ける。
- (3) 加盟各社の供給能力等を參酌して、前號販賣數量に對する各銑の割當比率を決定する。
- (ハ) 共同販賣に關する協定。
- (1) 共販會社は加盟各社より買取りたる、銑鐵を指定販賣店を経て市場に販賣する。
- (2) 前號販賣價格は共販會社に一任し、共販會社は指定販賣店の意見を參酌して、之を決定する。
- (3) 共販會社は販賣代金より諸費用を控除し、每期各銑間に共同計算の上、買取代金を算出し之を加盟會社に支拂ふ。

以上の協定に對し、同業者にして加盟せざるは淺野造船所のみであるが、昭和七年中に於ける同業者（釜石鑛山外三社）の銑鐵生産高約四十二萬四千噸の中、本協定加盟者の生産高は約三十六萬噸で八割五分を占めて居る。

## (二) 合金鐵製造業。

合金鐵製造業に關する統制團體は、合金鐵共同組合と稱せられるものであつて、合金鐵販賣に關

する統制及び其原料購入に關する協調を目的として、昭和五年十二月日本鋼管會社、日本曹達會社、大垣電氣冶金工業所及び大同電氣製鋼所の間に組織せられたものであるが、昭和六年十二月更に釜石鑛山會社及び四國水力電氣會社を、構成員に加へて新なる協定を締結した。

- (イ) 販賣數量に關する協定。
- (1) 組合に於て取扱ふ合金鐵は當分の内滿俺鐵及び硅素鐵の二種とする。
- (2) 合金鐵の販賣は一定の比率により組合員に按配する。
- (ロ) 共同販賣に關する協定。
- (1) 組合員は指定販賣店を経由せずして合金鐵を販賣することが出来ない。
- (2) 各賣約に對する組合員の振當數量は、前記一定の比率に依るを原則とし、毎期末（五月末及び十一月末）に適宜清算する。
- (3) 組合員は前號により振當を受けた契約に對し、販賣値段、代金支拂方法、品質、數量納期其他總て該賣買條件に依り、各自單獨の計算と責任を以て契約の履行を爲す。

現在同業者の主なる者は殆んど全部、右の協定に加盟して居て、其昭和六年中に於ける合金鐵生産高は約一萬三千噸に達する。



(三) 棒鋼製造業（自製鋼塊を用ひて常時月額百匁以上の生産を爲すもの）

棒鋼製造業に關する統制團體としては、現在鋼條分野協定会、鋼材聯合會及び關東鋼材販賣組合の三團體がある。

(A) 條鋼分野協定会。

本會は棒鋼（丸鋼、平鋼及び角鋼）の官民間に於ける生産分野協定を目的として、大正十五年六月官營製鐵所と民間十社（釜石鑛山會社外九社）の間に成立したもので、昭和五年七月其内容を改正したが、之に依つて一般市場向棒鋼の官民間に於ける生産分野を左の通り協定し實施して居る。

- (1) 九耗丸鋼及び五十耗以上の丸鋼、三十六耗以下及び七十耗以上の平鋼及び角鋼各寸法は八幡製鐵所の分野に屬するものとして、民間製鋼會社に於ては製造しない。
- (2) 八耗以下の丸鋼及び十一耗より四十八耗に至る、丸鋼竝に三十八耗以上六十五耗以下の平鋼は民間製鋼會社の分野に屬するものとし、八幡製鐵所に於ては製造しない。
- (3) 前記分野の限界中間寸法品は官民共に製造しない。

現在同業者にして、右の協定に加盟せざるは吾孺精鋼所のみであるが、昭和六年中に於ける同業者

の棒鋼生産高四十萬八千匁の中、本協定加盟者の生産高は約三十八萬九千匁で、九割五分を占めて居る。

(B) 鋼材聯合會。

本會は丸鋼及平鋼の生産及び價格の調節を目的として、昭和四年四月日本鋼管會社、大阪製鐵會社、釜石鑛山會社、神戸製鋼所、富士製鋼會社及び淺野小倉製鋼所の間に組織せられたもので、昭和七年七月には吾孺精鋼所も之に加盟し、前記品目の生産制限に關し、現在次の如き協定を實行して居る。

- (1) 需給の状態を調査し每期（三ヶ月を一期とす）總會の決議に依り需要高を査定し、各會員の生産割當高を決定する。
- (2) 各社は前記生産割當高の範圍内に於て生産を爲す。

尙右の外丸鋼に付ては販路に關する協定を行つて居る。

同業者にして現在本協定に加盟せざるは官營製鐵所のみであるが、前記條鋼分野協定会の協定に依り、官民間に於ける生産分野が分たれて居るので、製鐵所の非加盟者たることは統制上別段支障はない。而して昭和六年中に於ける同業者の丸鋼及び平鋼の生産高約三十六萬六千匁の中、本協定加盟者



の生産高（吾孀精鋼所は昭和七年七月本會に加盟したので、同所の生産高を除く）は約二十五萬七千吨で七割を占めて居る。

(C) 關東鋼材販賣組合

本組合は組合員の製作する丸鋼の共同販賣と、組合員外の製作する丸鋼の受託販賣を目的として昭和二年十一月日本鋼管會社、釜石鑛山會社及び富士製鋼會社の間に組織せられたもので、現在では官營製鐵所及び吾孀製鋼所も之に加盟して居る。

其の協定内容は大體次の通りである。

(イ) 共同販賣に關する協定。

每期（六箇月を一期とす）組合員の生産する十二耗乃至四十八耗丸鋼の生産高全部を組合の指圖に依り、指定販賣人を経て之を販賣し共通計算を爲す。右生産高は鋼材聯合會の協定割當高を以て生産高（買取數量）とする。

(ロ) 販賣價格に關する協定。

價格統制の目的を以て、製鐵所生産の九耗及び五十耗乃至百耗丸鋼の注文の収集、並に販賣價格の決定を組合に於て行ふ。

同業者にして現在本協定に加盟せざるは、大阪製鐵外二社であるが、昭和六年中に於ける同業者の丸鋼生産高約三十二萬吨の中、本協定加盟者の生産高（吾孀精鋼所は昭和七年本組合に加盟したので同所の生産高を除く）は約十八萬九千吨で五割九分を占めて居る。

(四) 山形鋼製造業（常時月額百吨以上の生産を爲すもの）

山形鋼製造業に關する統制團體としては、現在中型山形鋼共同販賣組合及び小型山形鋼共同販賣組合の二團體がある。

(A) 中型山形鋼共同販賣組合

本組合は中型山形鋼の生産統制並に内地市場に於ける共同販賣を目的として、昭和六年三月官營製鐵所、日本鋼管會社及び東海鋼業會社の間に組織せられたもので、中型山形鋼（フランヂ五十耗以上百耗以下の等邊山形鋼及四吋×三吋、五吋×三吋、五吋×三・五吋不等邊山形鋼）の共同販賣に關し、左の如き協定を實行して居る。

(1) 原則として中央事務所たる製鐵所に於て總ての引合及注文を収集し、販賣比率に従つて各組合員に割當てる。但し割當てられた注文に付ては組合員が其販賣先と各個に契約を締結し、契約の履行其他一切の責に任ずる。



- (2) 各組合員の生産能力及び過去の資産額等を参酌して販賣比率を協定実施する。
- (3) 販賣値段は理事會に於て概ね月一回打合せを爲し、其具體的運用に付ては中央事務所の任意裁斷に委せる。

同業者にして本協定に加盟せざるは、住友伸銅鋼管會社のみであるが、昭和六年中に於ける同業者の中型山形鋼生産高約七萬五千吨の中、本協定加盟者の生産高は、約六萬七千吨で九割を占めて居る。

(B) 小型山形鋼共同販賣組合。

本組合は小型山形鋼の生産及び販賣の統制を目的として、昭和六年三月官營製鐵所と釜石鑛山會社の間に組織せられたもので、フランヂ五十耗未満の小型山形鋼の共同販賣に關し、左の如き協定を實行して居る。

- (1) 原則として中央事務所たる釜石鑛山に於て總ての註文を収集し、販賣比率に従つて各組合員に割當てる。但し割當てられた註文に付ては組合員が其販賣先と各個に契約を締結し、契約の履行其他一切の責に任ずる。
- (2) 各組合員の生産能力及び過去の資産額等を参酌して販賣比率を協定実施する。

- (3) 販賣値段は理事會に於て概ね月一回打合せを爲し、其具體的運用に付ては中央事務所の任意裁斷に委せる。

同業者にして右の協定に加盟せざるは大阪製鐵會社のみであるが、昭和六年中に於ける同業者の小型山形鋼生産高約一萬二千吨の中、本協定加盟者の生産高は約一萬吨で、八割三分を占めて居る。

(五) 鋼板製造業（常時月額百吨以上の生産を爲すもの）

鋼板製造業に關する統制團體としては、現在日本厚板共同販賣組合、中板共同販賣組合及び日本黒鉄共販組合の三團體がある。

(A) 日本厚板共同販賣組合。

本組合は鋼板中の厚板の生産統制竝に、内地市場に於ける共同販賣を目的として、昭和六年二月官營製鐵所、川崎造船所、淺野造船所及び東海鋼業會社の間に組織せられたもので、厚板即ち厚さ六耗以上の鋼板の共同販賣に關し、左の如き協定を實行して居る。

- (1) 原則として中央事務所たる製鐵所に於て、總ての引合及び註文を収集し、販賣比率に従つて各組合員に割當てる。割當てられた註文に付ては、組合員が其販賣先と各個に契約を締結し、契約の履行其他一切の責に任ずる。



- (2) 各組合員の生産能力及び過去の資産額等を参酌して販賣比率を協定実施する。
- (3) 販賣値段は理事会に於て概ね、月一回打合せを爲し、其具體的運用に付ては中央事務所の任意裁斷に委せる。

現在同業者は全部本協定に加盟して居て、其昭和六年中に於ける厚板生産高は、約十六萬五千吨に達する。

(B) 中板共同販賣組合。

本組合は鋼板中の中板の生産及び販賣の統制を目的として、昭和五年十月官營製鐵所と、東海鋼業會社の間に組織せられたもので、中板即ち厚さ一耗以上六耗未満の鋼板の共同販賣に關し左の如き協定を實行して居る。

- (1) 原則として中央事務所たる東海鋼業に於て、總ての註文を収集し、別に定むる販賣比率に従つて、各組合員に割當てる。但し割當てられた註文に付ては、組合員が其販賣先と各個に契約を締結し、契約の履行其他一切の責に任ずる。
- (2) 各組合員の生産能力及び過去の資産等を参酌して販賣比率を協定実施する。
- (3) 販賣値段は理事会に於て、月一回協議決定するを原則とする。

現在同業者にして、統制外のものなく、其昭和六年中に於ける中板生産高は、約五萬吨を示して居る。

(C) 日本黒鉄共販組合。

本組合は薄鋼板中の薄物（十三枚物の生産及價格の調節を目的として、昭和五年八月官營製鐵所、川崎造船所、徳山鐵板會社、日本鋼業會社及び中山薄鐵板工場の間に組織せられたもので昭和六年三月以降、統制品目の範圍を薄鐵鋼板中の厚物（三枚物乃至十二枚物）にも及ぼし、薄鋼板全部即ち米ゲージ十八番乃至米ゲージ三十番半、平鉄原鉄及び浪鉄原鉄の共同販賣に關する協定を實行し來つたが、昭和七年八月末、存續期間満了の爲め、一旦解散し、同年九月中旬再び同一の名稱、同一の加盟者を以て、從來と略々同様の統制協定を締結し、現在左の如き協定を實行して居る。

- (1) 薄物部と厚物部との二部に分ち、兩者共中央事務所たる川崎造船所に於て、總ての註文を収集し、別に定むる販賣比率に従ひ、各組合員に割當てるを原則とする。但し割當てられた註文に付ては組合員が、其販賣先と各個に契約を締結し、契約の履行其他一切の責に任ずる。
- (2) 各組合員の生産能力及び過去の資産額等を参酌して、販賣比率を協定実施する。



(3) 販賣値段は毎月一回理事會に於て決定發表する。

現在同業者の主なる者は殆んど全部、右の協定に加盟して居て、其昭和六年中に於ける薄板生産高は約二十六萬五千吨に達して居る。

#### (六) 線材製造業。

線材製造業に關する統制團體は、日本線材共同販賣組合と稱せられるもので、極軟鋼線材五、五耗物の内地市場の合理的統制を目的として、昭和五年十月官營製鐵所と神戸製鋼所の間に組織せられたものである。

本組合は現に五、五耗極軟鋼線材の共同販賣に關し、左の如き協定を實行して居る。

- (1) 註文品の収集は總て組合の名に於て、中央事務所之を行ひ、別に定むる販賣比率に従ひ、各組合員に割當てる。但し割當てられた註文品に付いては、組合が其販賣先と各個に契約を締結し、契約の履行其他一切の責に任ずる。
- (2) 各組合の生産能力及び過去の實産額等を參酌して、販賣比率を協定實施する。
- (3) 販賣値段は理事會に於て、毎月一回決定發表するを原則とする。

現在同業者にして右の協定に加盟せざるは、淺野小倉製鋼所のみで、而も同社の製造線材は主とし

て六耗物である。昭和六年中に於ける同業者の線材生産高は約十三萬二千吨で、其中本協定加盟者の生産高は約十一萬吨で、八割三分を占めて居る。

以上の如く主要鐵鋼材の生産又は販賣に關して、各種の統制協定が行はれ、夫々相當の成績を挙げつゝあるのであるが、前記の如く、之等の協定が何れも重要産業統制法の適用を受くることとなつた結果、其統制が萬一紊れんとする虞れある場合に於ても、同法の運用に依つて之を未然に防ぐことも可能なるのみならず、更に進んで現存統制協定の健全にして圓滿なる進歩發達を促がす上に於ても、同法は極めて有效なる機能を發揮することゝ信せられる。

茲に一言して置き度いことは、最近に於ける鐵鋼材の市價の騰貴に就いてである。前記の如く昭和七年下半年期以來、爲替相場の低落と所謂「インフレーション」景氣の影響に依つて、我鐵鋼界も俄然活況を呈し、其市價は漸騰の一路を辿りつゝある。併し乍ら鐵鋼材は、各種重要産業の基礎的材料たる關係上、出来るだけ廉價に供給する必要のあることは勿論であるから、過般來合理局に於ても統制協定實施に對する監督の立場から、特に鐵鋼材市價の推移に注意を拂ひ、製鐵事業者に對しても極力其の自制を促し、減産緩和和其他の方法に依り、過當急激なる市價の騰貴を抑制せしめる様種々留意して居る次第である。



尙我國製鐵事業合理化の方策としては、上記の生産販賣に關する統制協定や、事業の合同整理の如き、企業組織に關する合理化の外、資本の整理、製品の單純化の如き企業經營に關する合理化、竝に設備及び技術に關する合理化の實現を圖ることも極めて必要な事であるが、政府當局竝に民間當業者に於ても、夙に此點に留意し、從來之等の方策の實施に種々努力をした結果、既に相當の効果を收めて居る事例も少くないのである。唯斯業が多年の間極度の不況に依り蒙つた、瘡痕は相當深刻なるものがあるので、斯業の確立發展を圖らんが爲めには、之が統制其他の合理化に更に一段の苦心と努力を必要とする實情に在るのである。従つて合理局に於ても常に之に必要な諸般の調査研究を進め、其具體化し得るものに就いては速に之を實行に移すべく不斷の努力を續けて居る。

## 十六、銅眞鍮壓延板（「セバ」又は「ノベ」と稱するものを除く）製造業

### 事業の概況

銅眞鍮壓延板製造業は所謂伸銅業の一種であつて、我國に於ける重要鑛産物たる銅の消費工業として銅線製造業に亞ぐの地位を占むるものである。其の生産品は内地の全需要を充して猶餘りあり、進んで海外に向つて輸出せられ、輸出工業としても相當の重要性を有する。

今其の事業の狀況を概観するに、銅及び眞鍮壓延板の生産高は年額約二萬噸で、大體其の内七割五分は内地で消費せられ、残り二割五分乃至三割が輸出に向けられるといつた見當である。之を昭和五年及び六年の數字に付て見るに左表の通りである。

銅眞鍮壓延板需給表

	昭和五年		昭和六年	
	數量	金額	數量	金額
生産高	一九、三七九噸	一七、八四三千元	二一、三三三噸	一一、八七六千元
輸出高	五、〇四六	三、四九九	五、一九五	二、五一六
差引需要高	一四、三三三	一四、三四四	一六、一三八	九、三六〇
				一六五



而して内地に於ては銅板と真鍮板が略々半々の割合で需要せられ、建築、器物、機械、造船等の用途に向られる。又輸出向は其の約九割が真鍮板であつて、印度、香港、中華民國、滿洲、南洋等に仕向けられ、此の方面に對する將來の輸出増進に付ては相當に囑目せられて居る。

銅真鍮壓延板の製造業者は現在十五ある。之等の者が此の事業の爲め投下した資本額は幾許であるかは、彼等が何れも他の事業を經營して居るので之を明瞭にする事等困難であるが、後述の伸銅協會所屬會社十社——其の生産額は總額の約九十%以上を占めて居る——に付て調査した所に依れば、固定資産概算總額總計九百五十八萬圓に上り、之だけの資本と約二千五百人の職工とで以て年二千萬圓内外の生産に従事して居る現状である。

次に生産品の市價の變遷に付て見るに左表の如くである。

銅真鍮壓延板市價調 (標準物百疋當り)

年次	銅板	真鍮板
昭和四年平均	一一一・五〇	一〇一・五〇
昭和五年平均	八〇・三五	七一・三五
昭和六年上半期平均	六五・〇〇	五六・〇〇

昭和六年下半期平均	五六・六七	四八・一七
同年平均	六〇・八四	五二・〇九
昭和七年上半期平均	六一・八三	五三・八三
同年七月	六二・五〇	五四・五〇
同年八月	七三・〇〇	六五・〇〇
同年九月	八三・〇〇	七五・〇〇
同年十月	八三・〇〇	七五・〇〇
同年十一月	八九・〇〇	八一・〇〇
同年十二月	八七・五〇	七九・五〇
同 年下半期平均	八一・三三	七一・六七
同 年平均	七一・五八	六二・七五

即ち昭和三、四年頃には標準物百疋當り銅板真鍮板何れも百圓を超えて居たのであるが、爾來下落の一途を辿り、昭和五年には平均銅板八十圓、真鍮板七十圓となり、昭和六年に入つてからは更にさがつて遂に六十圓臺を割り、同年十一月には最安値銅板五十三圓五十錢、真鍮板四十五圓五十錢を現出するといつた慘落であつた。銅板及び真鍮板の市價は其の原料たる銅及び亞鉛の地金代に加工賃等を加へた生産原價を基準とするものであるから、前述の市價の暴落は一昨々年來の銅及び亞鉛の驚異



的安値に影響せられた結果である事は勿論であるが、昭和四年當時に於て市價と原料代との値鞘が二十圓を超えて居たものが、昭和五年には平均十一圓、昭和六年には九圓程度に狭ばめられた點から見るときは、市價の値下りが斯業の經營に大打撃を與へた事は想像に難くない。金輸出再禁止後は、對外爲替相場下落の影響を受け市價の昂騰を見、昭和七上半期平均銅板六十二圓、眞鍮板五十四圓となつたが、其の値上りは原料代の騰貴に及ばない爲め、前述の値鞘は益々縮少せられて四、五圓見當に落ち、營業者は却つて其の苦境を訴ふるの有様であつた。然るに同年下半期以降、爲替相場の著しき下落は輸出の増進を招來すると共に、軍需品製造繰上施工、船舶素質改善助成等の時局匡救施設は所謂「インフレーション」政策の進行と相俟つて銅板、眞鍮板の内地需要を増加したる爲め、業界頓に活況を呈し、市價も八月には銅板七十三圓、眞鍮板六十五圓、十二月には銅板八十七圓五十錢、眞鍮板七十九圓五十錢と著しき伸展を示して居る。又市價と原料代との値鞘に付て見るも、八月には六圓、十月十五圓餘といふが如く擴がつて來て居り、更に最近に於ては、伸銅協會所屬の同業者が銅板の販賣價格の基準を水曜會の電氣銅建値に十七圓を加へた程度の所に成可く置く事に申合せた由であるから、銅眞鍮壓延板製造業者は久方振りで一陽來復の曙光に接したわけである。

左に主要製造業者の最近に於ける損益及び配當の狀況を掲げる。

銅眞鍮壓延板主要製造業者投資額損益及配當調

事業者名	拂込資本金	損益額(△印缺損)	配當率	備考
日本伸銅株式會社	二、二五〇、〇〇〇円	六六上 △ 四二、二〇七円 六六下 △ 三、三三九	無配當 同上	個人企業
岡田伸銅所	三〇〇、〇〇〇	六六 △ 一二、〇〇〇	無配當 同上	個人企業
株式會社豊崎伸銅所	一、二〇〇、〇〇〇	六六上 △△ 六七三 六六下 △△ 〇七三 七六上 △△ 〇七三	無配當 同上 同上	棒及管も製作す 鑄鋼、鍛鋼、壓延鋼材及諸 機械の製造業兼營
株式會社神戸製鋼所	二〇、〇〇〇、〇〇〇	六六上 △△ 三、四〇、八四四 六六下 △△ 二、九九、七五七 七六上 △△ 六、三〇、四六三	無配當 同上 同上	棒及管も製作す 鑄鋼、鍛鋼、壓延鋼材及諸 機械の製造業兼營
横濱工業株式會社	三〇〇、〇〇〇	六六上 △△ 四三、六五三 六六下 △△ 二、四、四二一 七六上 △△ 六、四、一三四	無配當 同上 同上	棒及管も製作す 鑄鋼、鍛鋼、壓延鋼材及諸 機械の製造業兼營
古河電氣工業株式會社	一一、五〇〇、〇〇〇	六六上 四九、九五一 六六下 三九、五八九 七六上 四、四、五五一	年六分 年五分 年五分	線及棒も製作す 電纜製造業兼營
合名會社山中製煉所	五〇〇、〇〇〇	六六 △ 一一三、九四九	無配當	個人企業
佐渡島製銅場	三〇〇、〇〇〇	六六上 △ 一八、四二七 六六下 △ 五、八九七 七六上 △ 二、三九八	無配當 同上 同上	個人企業
三谷伸銅株式會社	七五〇、〇〇〇	六六上 △△ 二、八九九 六六下 △△ 二、八四三 七六上 △△ 二〇、三六七	無配當 同上 同上	個人企業



住友伸銅鋼管株式會社

一、〇〇〇、〇〇〇

六年上 一七七、一七九  
六年下 五七三、九〇八  
七年上 六七四、六三五

年二分  
年五分  
年六分

線、棒及管も製作す  
輕銀輕合金、鋼管等の鋼材  
製造其の他金屬加工業兼營

備考 本表は各社の營業報告に據つたもので銅眞鍮壓延板製造業以外の事業を兼營するものに付ても該社の各金額を掲げた。

一七〇

### 重要産業統制法に依る指定

銅眞鍮壓延板の製造は相當古くから行はれたものの如くであるが、機械設備に依つて之を爲す様になつたのは明治四十年頃からであつて、其の後順調に進み、其の間歐洲戰爭時代の好況に恵まれ、今や遂に其の製品を海外に捌く程に伸展したのである。併し他の多くの事業が苦い経験を嘗めた例に洩れず、本事業も其の漸く發達の域に進むに連れて、濫立の弊を醸成し、同業者間の激烈な競争に苦しめらるゝに至つたのである。そこで大正十五年十一月主要なる同業者が相寄つて日本伸銅組合なるものを組織し、一定の生産分配比率を協定し共同販賣を實行して斯業の統制を圖つたのであつた。併しながら其の組織、規約等に不完全な所があつた事と、組合員以外の同業小工場を統制する事が出来なかつた爲め、遂に昭和五年三月には之を解散するの止むなきに立ち到つたのである。加ふるに、近年來打續く經濟界の不況は需要の著しき減退を招來し、内に在りては同業者の辛烈なる競争を惹起し、外に在つては獨逸品等の壓迫に苦しめられ、昭和五年以降は市價の下落亦著しく、斯くては同業各社は其の經營を支持し難い窮狀に陥つたのである。

茲に於て、斯業同業者は鞏固なる統制協定に依つて、此の局面を打開するの外途なき事を切實に感じ、嘗て伸銅組合員であつた者の大多數が集つて昭和六年三月伸銅協會なる懇親的團體を組織し、統制すべき品種、統制機關の組織、各社販賣比率、協定實行方法等に付て協議を重ね、同年末迄に其の回数實に二十數回にも及んだ。斯くして同業者間に統制の氣運漸く促進せられては來たものの、何分にも競争無統制時代の弊風に慣れて、當時の錯綜した販路地盤に動もすれば固執し、各自の利益にのみ執着するの傾があり、一面舊組合時代の苦き経験を痛感して居る爲め又々其の二の舞に終ることを懼れて、協議が仲々涉々しく進まない。結局は同業者内部の力のみを以てしては協定の實現を期すること困難であるとして、何等か外部から之を促進する力を見望する様になつたのである。

偶々重要産業統制法が制定せられ昭和六年四月から施行せられて居たのである。伸銅協會所屬同業者は之によつてこそ有効に統制の實現を圖る事が出来るであらう事と考へ、即ち彼等は産業統制法の庇護の下に、一方同業者間の結束を固むると共に、他方協定に加盟しない同業者ある場合には之に對しても協定の全部又は一部に依ることを強制する事の必要なる事を痛感し、銅眞鍮壓延板製造業を同法に依つて指定せられん事を再三陳情し來つたのである。當局に於ても調査の結果、斯業の現状から見



て鞏固なる協定の必要を認め、且協定成立の曉に於ける之が濫用の弊を匡正する事をも考慮に入れて、昭和六年十二月統制委員會の議を経て本事業を所謂指定産業の中に加へた次第であるが、茲に斯業は統制協定實現に向つて更に力強く一步を進める事となつたわけである。

銅眞鍮壓延板製造業を指定するに當つて、其の範圍を如何に定むるかの問題があつた。上來述べて居る所の壓延板は、比較的大規模に製造せられ製品の品位及び規格も大體に於て統一せられて居るものであるが、此の外に幼稚なる工業として製造せられる俗に「セバ」又は「ノベ」と稱するものがある。其の産額は年々の變動著しく、昭和四年には約一萬噸位で、其の後は著しく減少して居る様である。之も同じく銅又は眞鍮の壓延板ではあるが、其の製造設備は小規模且不完備であり、使用原料は屑地金を主とする爲め製品は粗悪不整であつて、従つて又其の用途も自ら異つて居る。而も之等群小の製造者の數は昭和四年の調査に依れば五十を超ゆる有様であつて、之を優良なる機械設備を以て經營せられる大規模工業と共に同一の統制下に置くことは、事實上困難であるのみならず、害あつて利なしと認められ、旁々伸銅協會側の希望もあつて、指定産業の範圍から之を除外した次第である。

統制協定の現況

前述の如く銅眞鍮壓延板製造業の統制協定に盡力しつつあるのは伸銅協會なる懇親的團體である。

而して同協會に加入して居る同業者數は總數十五中十、其の生産額は總額の九十%以上を占めている。

(一) 銅眞鍮壓延板製造者

十五社

伸銅協會加入者

十社

- 日本伸銅株式會社
- 株式會社豐崎伸銅所
- 横濱工業株式會社
- 合名會社山中製煉所
- 三谷伸銅株式會社

- 岡田伸銅所
- 株式會社神戸製鋼所
- 古河電氣工業株式會社
- 佐渡島製銅場
- 佳友伸銅管株式會社

非加入者

五社

- 千船銅板工場
- 放出精煉所
- 大畑伸銅所

- 天王田伸銅所
- 西田伸銅所

(二) 生産高

- 事業者名
- (伸銅協會加入者)
- 日本伸銅株式會社

昭和五年

昭和六年

昭和七年

四、一〇〇噸

四、二八三噸

五、五七六噸

一七三



岡田伸銅所	一四三	一六七	一七四
株式會社豐崎伸銅所	二、七六二	二、六七三	二二一
株式會社神戸製鋼所	二、〇一八	二、四五六	三、一二三
横濱工業株式會社	八七三	一、一〇八	二、五二二
古河電氣工業株式會社	二、二八五	二、九四一	一、二三三
合名會社山中製煉所	一一〇	四四六	二、七二八
佐渡島製銅場	七〇〇	五二二	一三七
三谷伸銅株式會社	一、二九八	一、三七〇	三八〇
住友伸銅鋼管株式會社	三、三四三	三、七二七	一、四六二
小計	一七、六四二 (九〇%二)	一九、六九二 (九一%六)	四、六一三 二一、九七五 (九〇%五)
其ノ他(伸銅協會非加入者)	一、九〇八 (九%八)	一、八〇二 (八%四)	二、三〇五 (九%五)
合計	一九、五五〇	二一、四九四	二四、二八〇

即ち右表に示すが如く、伸銅協會は有力なる同業者の全部を網羅して居る。又會員外の者でも千船銅板工場は豊崎伸銅所から材料の供給を受けて居り、天王田伸銅所及び放出精煉所は嘗て日本伸銅組合の組合員であつた關係があつて、協定成立の曉には之に加盟するの見込ある由であるから、業界の統制を期する上に於て極めて好都合である。

銅眞鍮壓延板製造業の統制協定は現在では未だ成立して居ないが、重要産業統制法に依つて指定せられた事によつて、其の實現に向つて一段と推進力を加へた。爾來關係同業者は統制機關の組織、販賣數量の割當、共同販賣の機關、其の實行方法等に付て協議に協議を重ね、最も難關とせられた各社販賣比率に付て、其の具體案を協會で選定した小委員會に於て決定するの運びにまで立ち到つたのである。併しながら其の原案は一部組合員の同意を得る事が出来ない爲め、協議の進行が一時停頓して居るので、當局に於ても或は關係官を派遣し或は當事者を招致して其の主張及び意嚮等を聴取し、兩者間に種々斡旋調停をなし、以て協定實現の促進に努めて居る。統制法に依る指定後一歳餘を閲して、猶協定の成立を見ないのは甚だ遺憾であるが、聽て斯業が整然たる統制の下に、現下の情勢に善處して健全なる發達に向ふのも遠い將來ではあるまい。



### 十七、揮發油製造業又は揮發油販賣業

(常時月額十萬函以上の生産又は販賣を爲すもの)

#### 事業の概況

揮發油は當初燈火用に供せられて居たものであるが、爆發の危険性多き爲め燈油の製法が發明せられて以來は寧ろ廢物視せらるゝに至つた。然るに近年に至り、自動車、航空機の普及發達及び其の他油脂、護謨工業の發達と共に年々需要を増加して、現在に於ては揮發油製造業は石油精製業中最も重要な地位を占むるに至つた。今試に最近五ヶ年間の需給狀況を考察すれば、昭和二年に於ける需要額は約七百萬函であつたが、昭和六年には約二千萬函となり略三倍の増加を示した、又内地生産額に付て見るも昭和二年に於ては約二百九十萬函であつたが、昭和六年に於ては約八百四十萬函を越え、之又略三倍の増加を示して居る。但此の中には輸入原料油より精製せられたるもの約七割を包含する、一方輸入に於ても昭和二年には約四百萬函に過ぎなかつたものが、昭和六年には遂に約一千二百萬函に達し同じく略三倍に増加するに至つた、今之を表示せば次の通りである。

揮發油需給表(朝鮮及び臺灣を含む)

年次	生産額	輸入額	計	輸出額	差引需要額
昭和十二年	二、八八九、三九函	四、一五四、六三函	七、〇四四、〇三函	二、六三三函	七、〇四一、四〇八函
同 十一年	一、四五五、二〇〇函	三、三三三、四一〇函	五、九八八、六一〇函	二、四八九函	五、九二三、七二一函
同 十三年	三、八七〇、四三七	五、六九一、二六	九、四六六、五三三	六、五三三	九、四四〇、〇〇一
同 十四年	一、六六五、三〇〇	二、七三〇、五〇九	四、三九五、八〇九	三、三三二	四、四一五、五七八
同 十五年	五、四三二、五二六	八、三七一、三三七	一三、七五三、九〇五	一、二六五	一三、七五二、六四〇
同 十六年	三、九一三、六五五	三、〇四〇、四四六	五、九五四、一〇一	一、八六五	五、九三三、四八六
同 十七年	六、四四一、七六二	九、九三三、九〇五	一六、〇五四、六六七	一、二六五	一六、〇三三、四〇二
同 十八年	三、八五〇、五六一	三、六七二、三五〇	五、五二二、八六一	五、四二七	五、五三三、三六五
同 十九年	八、四四六、四九	一一、六七三、九六〇	二〇、〇八九、七九	一、二二八	二〇、〇八八、六六一
同 二十年	三、五七二、九〇〇	三、四八二、五〇〇	五、九二二、四九〇	四、八七七	五、九一九、六一三

#### 内外油別揮發油生産額

年次	總生産額		内油より製出高		外油より製出高	
	生産額	輸入額	生産額	輸入額	生産額	輸入額
昭和二年	二、八八九、三八九函	四、一五四、六三函	一、四八九、八四一函	三、七〇〇、〇三函	一、三九九、五四八函	二、三〇七、四九八函
同 三年	三、八二七、四三七	五、六九一、二六	一、五一九、九三九	二、〇〇〇、九五七	三、四一一、五七一	三、四一一、五七一
同 四年	五、四三二、五二八	八、三七一、三三七	二、〇〇〇、九五七	一、九九四、八六七	四、一四六、八九五	四、一四六、八九五
同 五年	六、一四一、七六二	九、九三三、九〇五	一、九九四、八六七	二、四七九、九〇三	五、九三六、八四六	五、九三六、八四六
同 六年	八、四一六、七四九	一一、六七三、九六〇	二、四七九、九〇三			

#### 統制協定の現況

我邦の石油市場は由來内外各社の激甚なる販賣競争の爲め市價は常に軟調を呈して居たが、昭和三



年八月日本石油、ライジングサン石油、スタンダード石油會社（現在のソコニー・ヴァキウム・コーポレーション）の三社は市價維持と業界安定の爲めに相謀り揮發油販賣値段の値上を發表したが、小倉石油、三井物産、三菱商事（現在の三菱石油）の三社亦之に追隨して値上を發表した、然し此の値上は遂に實行せられずして市價は益々低落するに至つた、そこで又此の所謂六社は四年六月市價回復の爲め相一致して協定値上を行つたので、市況は一時強調を傳へたが、各社の協定は中々嚴守せられず市價の崩落を招いた、其後も屢々各社は協定値上を發表したが、何時も實效を收めずして已んだ、然るに最近の揮發油市價は金輸出再禁止に依る爲替暴落及び關稅改正等の影響を受けて益々騰貴すべき筈であるに不拘事實は全く之に反して未曾有の暴落を演じた、其の原因は昭和六年末完成した三菱石油川崎工場の作業開始と小倉石油横濱工場の設備擴張に依る生産過剰と、一は金輸出再禁止及び關稅改正見越輸入品の安値賣が市場に行はれて遂に各社の販賣競争を激化せしめ、採算を無視せる濫賣が斯界を空前の混亂に陥れしめたに依るものと認められる。

茲に於て前記内外六社は如斯無謀の競争が各自の事業の基礎を危殆に陥れしむるものなることを自覺し、相集つて協議した結果從來の協定が單に價格の協定に過ぎず、又何等の制裁規定なかりし爲めに常に失敗に終つた點に鑑みて今度は販賣價格のみならず、進んで販賣數量をも協定し且嚴重なる制裁規定をも設けて之を文書に作成して實施することにした、而して右の協定事項は概略次の通りである。

(イ) 販賣數量に関する協定

全加盟會社の協定期間中に於ける販賣總數量を決定し之を加盟各社に割當て又各社の毎月毎の販賣數量に付ては其の月の五日迄に協議の上決定する。

(ロ) 販賣價格に関する協定

各社は市況の推移に應じて隨時協議の上販賣價格を決定するが製品の輸送關係等より見て全國を豫め十七地區に細別し各地區毎に販賣價格を決定して居る。

(ハ) 販路に関する協定

之には具體的規定はないが各社は全國各市場に於て他社の販路を攪亂するが如き集中販賣を爲すことを得ずと抽象的に禁止して居る。

(ニ) 協定期間

協定存續期間は效力發生の時期（昭和七年七月一日）より滿一ヶ年であるが加盟者相互の同意に依つて更新することが出来る。



本統制協定には製造業者のみならず販賣業者をも包含して居るが、斯業を重要産業統制法に依り指定するに當り之を常時月額十萬兩以上の生産又は販賣を爲す者に限定したのは本協定の加盟者が今の處全部十萬兩以上の生産又は販賣を爲すものであるに依る。而して加盟者の總生産高又は販賣高は同業者の全供給高の九四%を占めて居る、前記協定加盟者以外に多少の生産又は輸入販賣を爲す者もあるが、之等は小規模の者であつて之を加入せしむる必要もなく、又之を加入せしむる時は反つて斯業の統制を紊す虞があると認めためたので斯く資格を限定した次第である。

市價變遷表其ノ一 (日石標準品東京市内スタンド賣正味一ガロン當)

年次	平均値段
昭和二年	五九錢
同三年	五七
同四年	五四
同五年	四五
同六年	四〇
同七年	三九

市價變遷表其ノ二 (日石標準品東京市内スタンド賣正味一ガロン當)

日次	昭和六年	昭和七年
一月	四一錢	四〇錢
二月	四一	三九
三月	四一	三八
四月	四〇	三八
五月	四一	三八
六月	四〇	三六
七月	四〇	三四
八月	四〇	三二
九月	四〇	四二
十月	四〇	四二
十一月	三九	四二
十二月	三九	四九

揮發油製造業者又は販賣業者の事業狀況

今左に揮發油製造業又は販賣業者であつて、常時月額十萬兩以上の製造又は販賣をなすものゝ生産額若は販賣額其の投資額若は損益等を表示すると左の通りである。



(イ) 揮發油製造業者又は販賣業者別生産高又は販賣高調

事業業者名	昭和六年産額又ハ販賣高	備考
月十萬兩以上のもの		
日本石油株式会社	五、二一〇、七九八兩	
小倉石油株式会社	二、二九二、一七〇	
三菱石油株式会社	五九、四六八	昭和六年十二月作業開始
※ライジングサン石油株式会社	(推定)約七、〇〇〇、〇〇〇	日本商法に依り明治三十四年設立
※ソコニー・ヴァキウム・コーポレーション(三井物産株式会社ヲ含ム)	(推定)約四、六〇〇、〇〇〇	紐育市に本店を有する米國會社なり
合 計	一九、一六二、四三六	
月十萬兩未満のもの		
新 津 恒 吉	七二四、六三一	
早 山 與 三 郎	四八、二九二	
小 林 友 太 郎	二、五二三	
其他(製油業者)三八製油所	四、〇九三	
※三菱商事株式会社	三五三、一三九	三菱石油會社作業開始後は揮發油の輸入販賣を爲さず
※日 商 株 式 會 社	三、四一七	
合 計	一、一三六、〇九五	

備考 ※印は輸入販賣業者を示す。  
常時月額十萬兩以上の生産又は販賣を爲す者の總生産又は販賣高は全體の九四・四%を占む。

(ロ) 揮發油製造業者又は販賣業者別投資額及損益

事業業者名	拂込資本金	昭和六年損益(△印は損)	配當率	備考
日本石油株式会社	五六、〇〇〇、〇〇〇	下上 八五九、七二五 四〇三、二九八	四分 四分	採油、製油、輸入業兼營
小倉石油株式会社	一五、〇〇〇、〇〇〇	下上 四二二、二四八 四九七、七三〇	四分 四分	同
三菱石油株式会社	五、〇〇〇、〇〇〇	下上 一、九七、二六五 一一二、三五〇	—	製油、輸入業兼營
※ライジングサン石油株式会社	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五三一、三〇六	不明	輸入販賣業
※ソコニー・ヴァキウム・コーポレーション	七九三、六一三、五八七 <sup>弗</sup>	年△四、一六九、二四七 <sup>弗</sup>	不明	
※日 商 株 式 會 社	一、〇〇〇、〇〇〇	下上 三五、一四五 三七、四四三	—	同
※三菱商事株式会社	一五、〇〇〇、〇〇〇	下上 一八五、六三二 二〇六、八一〇	—	同

備考 ※印は輸入販賣業者を示す。



産業合理化

第八輯

〈實費貳拾七錢〉 要送料

昭和八年三月

日本商工會議所

東京市麴町區丸ノ内三ノ一四  
電話丸ノ内(23)三三五・三六番  
振替口座東京七三七七〇番



終

本パンフレットの寸法は、商工省臨時産業  
合理局の決定に係る「紙の仕上寸法規格」  
中のA列5番(148mm×210mm)に準據  
したるものであり、又用紙は凡て國産品を  
使用したるものであります。